

| 平成29年 第2回上島町議会定例会会議録 | | | |
|--|----------------------|--------------|---------|
| 招集年月日 | 平成29年6月22日(木) | | |
| 招集の場所 | 弓削総合支所庁舎議場 | | |
| 開 会 | 平成29年6月22日 午前8時40分宣告 | | |
| 応 招 議 員 | 1 | 1 番 村上 要二郎 | |
| | 2 | 2 番 林 康 彦 | |
| | 3 | 3 番 池 本 光 章 | |
| | 4 | 4 番 大 西 幸 江 | |
| | 5 | 5 番 藏 谷 重 文 | |
| | 6 | 6 番 寺 下 満 憲 | |
| | 7 | 7 番 檜 垣 一 成 | |
| | 8 | 8 番 平 山 和 昭 | |
| | 9 | 9 番 前 田 省 二 | |
| | 10 | 10 番 土 居 計 彦 | |
| | 11 | 11 番 池 本 興 治 | |
| | 12 | 12 番 松 原 彌 一 | |
| | 13 | 13 番 亀 井 文 男 | |
| | 14 | 14 番 濱 田 高 嘉 | |
| 不応招議員 | なし | | |
| 出席議員 | 応招議員のとおり | | |
| 欠席議員 | なし | | |
| 自治法第 121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職氏名 | 1 | 町 長 | 宮 脇 馨 |
| | 2 | 副 町 長 | 村 上 和 志 |
| | 3 | 教 育 長 | 濱 田 和 保 |
| | 4 | 総務課長 | 古 本 正 |
| | 5 | 健康推進課長 | 大 本 一 明 |
| | 6 | 農林水産課長 | 森 本 英 隆 |
| | 7 | 魚島支所長 | 小 林 薫 |
| | 8 | 消 防 長 | 中 辻 洋 |
| | 9 | 企画財政課長 | 杉 田 和 房 |
| | 10 | 広報情報課長 | 蓼 原 洋 樹 |
| | 11 | 住民課長 | 今 井 稔 |
| | 12 | 税務課長 | 黒 瀬 智 貴 |
| | 13 | 建設課長 | 越 智 康 浩 |
| | 14 | 管財課長 | 荒 井 健 |
| | 15 | 商工観光課長 | 澤 田 一 政 |
| | 16 | 公営事業課長 | 中 濱 淳 一 |
| | 17 | 公共交通課長 | 河 端 光 法 |
| | 18 | 生涯学習課長 | 池 本 雅 則 |
| | 19 | 国体推進室長 | 田 房 良 和 |
| | 20 | 学校教育課長 | 多 田 恵 一 |
| | 21 | 海光園長 | 村 上 和 彦 |

| | | | |
|-------------------|-----|--|-------|
| 議員・職員以外で会議に出席した者 | | | |
| 会議に職務のため出席した者の職氏名 | 1 | 議会事務局長 | 東 秀彦 |
| | 2 | 議会書記（臨時） | 久保 真弓 |
| 町長提出議案の題目 | 1 | 報告事項第1号 平成28年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書 平成28年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書 | |
| | 2 | 報告事項第2号 第三セクター経営状況の報告について (株式会社 いきなスポレク、株式会社 いわぎ物産センター) | |
| | 3 | 報告事項第3号 専決処分の報告について (工事請負契約の締結(ゆげ海の駅舎建築工事)) | |
| | 4 | 報告事項第4号 専決処分の報告について (工事請負契約の締結(生名総合支所庁舎改修工事)) | |
| | 5 | 専決処分の承認を求めることについて(上島町税条例の一部を改正する条例) | |
| | 6 | 専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) | |
| | 7 | 上島町豊島コミュニティセンター条例を廃止する条例 | |
| | 8 | 上島町公民館条例の一部を改正する条例 | |
| | 9 | 上島町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| | 1 1 | 上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例 | |
| | 1 2 | 平成29年度上島町一般会計補正予算(1号) | |
| | 1 3 | 平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(1号) | |
| | 1 4 | 平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算(1号) | |
| | 1 5 | 新たに生じた土地の確認について | |
| | 1 6 | 字の区域の変更について | |
| | 1 7 | 上島町過疎自立促進計画について | |
| | 1 8 | 新町建設計画の変更について | |

| | |
|-----------------|---|
| その他の 題 目 | 1 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願 2 議員派遣報告について（上島町立中学校卒業証書授与式） 3 議員派遣報告について（上島町立小学校卒業証書授与式） 4 議員派遣報告について（弓削高校の魅力化に係る大崎上島町視察） 5 議員派遣報告について（上島町立小学校入学式） 6 議員派遣報告について（上島町立中学校入学式） 7 議員派遣報告について（上島町ゆげ海の駅舎竣工式） 8 議員派遣報告について（愛媛県議会議員との意見交換会） 9 議員派遣報告について（コミュニケーション基礎講座～その1～） 10 議員派遣報告について（議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会） 11 議員派遣の件（地方議員研修会） 12 議員派遣の件（平成29年度 町村議会広報クリニック） 13 議員派遣の件（コミュニケーション基礎講座～その2～） 14 議員派遣の件（平成29年度 第1回町議会議員研修会） 15 議員派遣の件（コミュニケーション基礎講座～その3～） |
| 日 程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条） |
| 会議録署名議員の 氏 名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7番・議員 檜垣 一成 8番・議員 平山 和昭 |
| 会 期 | 平成29年6月22日～6月30日（9日間） |
| 傍聴者数 | 12名（男12名・女 0名） |

◎ 開 会

○(濱田 高嘉 議長)

改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から平成29年第2回上島町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(濱田 高嘉 議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番・檜垣 一成 議員、8番・

平山 和昭 議員を指名します。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第2、会期の決定

○(濱田 高嘉 議長)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 平山 和昭 議員、お願いいたします。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

(平山議員、登壇)

○(8番・平山 和昭 議員)

ええー、皆さん、おはようございます。

議会運営委員会、協議結果についてご報告をいたします。

平成29年第2回定例会の開会にあたりまして、去る6月14日、議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日6月22日から6月30日までの9日間とし、議事日程については、お手元に配付のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なる、かつ精緻なるご審議と議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日6月22日から6月30日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月30日までの9日間に決定しました。

日程第3、行政報告

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第3、行政報告を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

おはようございます。。

ええー、4月の機構改革は、事務分掌の明確化と支所機能のアップを目指しました。そう

した中で、人員配置等につきまして、まだ多少思うようにいってない部分も見受けられますが、こちらの方はタイムリーに改善を続けたいと思っております。また、6月補正予算は、総合支所緊急対策、生名フェリー高齢者対応、農林業施設災害復旧、岩城中学校法面对策などを提案させていただいております。

農地の利用集積などの政策につきましては、9月補正に向けて準備を急いでいるところであります。さらに、開幕まで100日と迫っております、10月の国体であります、受け入れ体制としての施設整備は予定どおり進んでおります。しかしながら、「おもてなし」と言いますか、「町民を迎える体制」であります、「その心の準備」と言いますか、「盛り上がり」、こちらの方をいかに進めて行くか、これが一つの大きな課題となっております。これから、折に触れ、機会につけ、町民の皆さんにどんどんと理解していただき、大いにそういった、外からいらっしゃるその競技される方、応援される方、その国体、国民体育大会の本旨、それを理解しながら、みんなで盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、弓削高校魅力化プロジェクトにつきましても、実施に向けた詰めの作業を急いでいるところであります。保護者や関係者への説明はもちろんであります、上島学など、地域の一体化で進んでいかなければならない授業もございます。そちらの方も理解を得るべく、説明や体制づくり、これを進めてまいりたいと考えております。

また、魚島へき地診療所の医師の確保につきましては、NGOピースウィングジャパンの協力で神石高原町からのヘリコプターで医師を派遣していただくという体制が何とか整いまして、医療の空白期間を最小限に食い止められたことを関係者の皆さんに、この場をお借りしまして感謝いたします。

また、生名と岩城を結ぶ岩城橋、上島架橋の最後の橋であります岩城橋の起工式が7月19日に執り行われることが決定いたしました。また、この橋の整備をにらんでですね、いろんな新しい流れが生まれてきます。それに対応した、いろいろなシステム、体系、そういったものを再構築する必要に迫られております。こういったことも、また今回新たに立ち上げます公共交通協議会ネットワークの協議会ではありますが、こちらの方、どんどん意見を取りまとめていただきまして、提案をして行きたいと考えております。

厳しい財政事情の中ではありますが、新年度予算の骨格作りが始まる時期であります。また、いろいろなプランをですね、皆さんとともに練り上げていって、新年度の予算編成作業に向けた大きな方針を固めていきたいと考えております。選択と集中、そういった方法を探らざるを得ない、そういうことはありますが、どうか町民の皆さんともどもご協力をいただきたいと思ひます。これから、年末に向けて、この1年激しくまた変化が予想されますが、そんな中で上島町の立ち位置をしっかりと見つめながら進んでまいりたいと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

(宮脇町長、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで行政報告は終わりました。

続いて日程第4、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員の皆様をお願いいたします。質問は最前列中央の席で行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたしますので、よろしくお願い申し上げます。質問項目ごとに行ってください。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今回の一般質問通告者は5名です。それでは、はじめに寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、6番議員、寺下 満憲です。ええー、ただ今議長の方から一般質問のお許しが出ましたので、私、住民と日本共産党を代表いたしまして、今回3件を質問をして行きたいと思っております。

ええー、5月の23日に、原水爆禁止国民平和行進四国コース愛媛県実行委員会行進団が上島町に来庁しました。広島・長崎に原爆が投下されてから今年で72年を迎えるわけです。国民平和行進は、今年で60回目を迎えてまいりました。毎年すべての地方自治体を行進・訪問をしています。県下におきまして、20の自治体中、上島町だけが今日まで協力募金をしていただけていませんでしたが、このたび町長の運動への理解と協力によって募金をいただくことができ、正に感動をいたしました。

さて、町では、平和行政の取り組みとして、原爆パネル展、小学生は修学旅行や校外学習で広島の平和公園などに視察に行かれています。また、弓削中学生は、校外学習で福山市のホロコースト記念館に行っています。さて、そこで、「新たな行政としての平和行政への取組計画」がありましたらお聞かせいただけたらと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

寺下議員のご質問にお答えいたします。

まず、私は、現在のこの国の平和憲法は大好きであります。本当に、この平和憲法のおかげで今日の我が国があると確信しております。そんな中で、世界情勢を見るにつけて、同時多発テロ以降、テロの連鎖が延々と続いております。暴力で暴力を制する。その果てに残るものは何か、そういった本当に痛ましい世界情勢が続いているわけです。人間の心、これをどういうふうには制御するかというのは、本当に人類始まって以来、ずっと続いてきたわけですが、最終的にこういった平和という理念をいかに維持するか、その方法こそが一番問われている世紀ではないかと思っております。

寺下議員のご質問の中にありました、今後の新たな取り組みということなんですが、現在のところ、具体的なこれといった内容はまだ煮詰まっておりませんが、この現在の平和原爆写真パネル展示、学校教育の中での記念施設への見学授業そういったもの、さらには広報誌による平和意識の啓発、そういったことを途切れることなく継続して行きたいと考えております。また、こういった世界に誇れる平和憲法について、学校教育の場で取り組むことができないか。そのことも含めて、何とか検討として行きたいと思っております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、ただ今の答弁の中で、ええー、町長、本当に平和に対する思いがひしひしと伝わってきたわけでありまして。私も平和がなくては、住民は暮らしていけない、私も平和に対する信念はそこに持っておるわけでありまして。

さて、町長、この愛媛の平和行進が来られまして7つの項目を町に対して要請をいたしましたですね、その7項目について、どういうふうに上島町は捉え、実施をして行くのか。この点についてはどのようにお考えですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

申し訳ありませんが、その7項目についてですね、私の方はまだ勉強不足でそこまでは具体的な内容の方ですね、そちらの方ちょっと資料等検討する余裕がなかったものですから、そこまでやっておりません。申し訳ございません。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、7項目のうちの2項目については、最前も言いましたように、ペナントと募金の要請をしたところ、快くお引き受けいただき、そしてもう一つの非核宣言に基づくパネル写真展とか、諸々等を今日まで実施をしていただいておりますが、今後については、先ほど言った残りの5項目については書類を検討し、また、その方向に進んでいただきたい。このように思うわけでありまして。

ええー、さて、副町長にもちょっと伺っておきたいんですけど、副町長は平成25年、2013年、総務部長をされていたときに、町の平和行政についてお願いをしたところ、「今後は広報誌やケーブルテレビ等を活用しながら啓発運動を行い、平和に対する町民の意識を一層高めるように推進をして行きます」という答弁をいただき、また、私からお願いした「懸垂幕やモニュメント、このようなものを今後どう捉えていくのか」ということを質問をしますと、「検討して行く」という答弁をいただいたわけなんですね。その後、町として、そのような取り組みがなされていない。それが現実ではなかろうかと思うんです。

ええー、質問も限られておるわけですから、併せて教育行政の方にもちょっと伺っておきたいと思っております。ええー、愛媛の県の被爆として、県の被爆者会の方からDVDが出され、被爆70周年記念として、再び被爆者をつくらせないという願いの下に県の被爆者が24名の方たちが、それぞれの体験を、生身の声を伝えているDVDが県内の教育機関などに配布されておるんですね。それについて、教育行政の中で、どのような活用を今日しておるのか、併せて、その答弁もお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、寺下議員にお答えします。ええと、確かに以前の寺下議員の質問に対してお答えしたように、町長も先ほど回答したように、ええと以前からまあ、原爆パネル展や学校教育とかの中ではそれを実践して行き、まあ広報誌等にも載せるようにはしておりますが、まあ懸垂幕等についてはまだ実施できていませんので、今後また町長とも協議しながら実施して行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

先ほどの問いにお答えいたします。先ほどの DVD につきましては、学校の方には配布はしておるようですが、私の方としてはまだ中身の方についてはまだ確認できていないので、その辺については勉強して行きます。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、教育長の答弁なんですけど、あの一、教育長が中身をどうの云々じゃなしに、そういうビデオが愛媛県の委託事業として行われ、教育機関に配布されとんでね、それをどのように活用しているのか。そのことを伺っておるわけで、教育長自らがその DVD を見ようが見まいが、理解しようがじゃなしに、教育の現場でどのように活用されているかの答弁を伺いたいのであります。

ええー、併せて町長、今、副町長の方からも答弁がありましたように、上島町観光立町を目指して町外からのお客さんを迎える、このようなときに、いわゆる上島町は2011年でしたかねえ、町長が議員の時代だと思うんですが、非核宣言自体をしておるはずなんです。このことによって、やはり内外に示すと、形としてモニュメントを立石港に設置するとか。そうして、旅行、いわゆる町外から来られる方たちが上島町は平和な島だな、平和を願っている島だということの共有のできるものを作り上げて行ったらどうかと私は思うんですね。その点は、どのように町長、受け止めますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

お答えします。ええー、従来からですねえ、他の市町村等ですねえ、訪れたときに、庁舎の前庭とか、そういった目に付きやすいところ、そういったところにですね、モニュメント、懸垂幕等ですね、いろんな形で取り組んでいられるところについては分かりやすい形でいろんなものがありました。で、こういう施設自体が、どのように一般の住民の方にそういった平和の思いを、意識を啓発、普及させるのかということも考えながらですね、見ておりました、ええー、どのような形態がより皆さん、多くの方に普及しやすいのか。その辺を含めましてですねえ、例えば、新たなモニュメントの方がいいのか、懸垂幕がいいのかと。そういったことも含めまして、できるだけ多くのそういった取り組みをした方がいいのは明白であ

りますが、如何せんその一、費用対効果とか、そういったところも当然ありますので、まあ一つずつ、より分かりやすいものから順に手掛けていきたいと思えます。で、その辺につきましては、もう少し、近隣町村ないし、全国事例等ですね、その辺を調べながら対応させていただきたいと思えます。以上です。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長

ええと、平和教育については、大変重要だということは認識しております。そして、さまざまな方法で子供たちに平和を訴えていかないといけないと、そのように考えております。いろんな資料もありますけども、その中の一つとして DVD も十分に活用して行ってもらおうということで学校の方には考えていただきたいと思えますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええ一、2問目にもう移らないといけない質問回数になってきよるんですが、学校教育の中でこの DVD をどう活用しているのか、聞きよるだけなんであって、してないんであれば「してない」、しているんなら「しています」で済む答えを何で他所の方向に答弁を持って行くのか。素直にしてないなら「していない」、しとるなら「しとる」と答弁を求めます。

○(濱田 和保 教育長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長

はい、まあ、してないというか、そこまで承知できてない部分がありますので、その辺については今後検討して行きますので、よろしくお願ひします。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、それでは、2問目に移ります。

ええ一、「議会で公言した案件に対し、スピードある実施を」ということで、質問をしてまいりたいと思えます。ええ一、私は、昨年12月定例議会で交通網の再編について質問をしました。答弁として、6項目いただいたと記憶しておるわけであります。

一つ目としては、町長は尾道総合病院、尾道市民病院への通院バスを早急に試験的に運行に取り組む。

二つ目として、交通体系全般に渡っては、早急に全体と分野別の協議の場を立ち上げる。

三つ目といたしまして、公営渡船の75歳以上、地元の人たちにも自転車の無料化を考えている。

四つ目として、福祉バスも全島福祉バスに切り替えるべきだと考えている。

五つ目として、弓削中学校バス通学生の乗降場所として、この問題は早急に手続きを取る

考えである。

六つ目といたしまして、岩城の子供放課後の過ごす環境づくりを進めて行く。

以上の点について述べられたと、答弁されたと思いますが、今日までのその状況を報告として求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の質問にお答えいたします。

まず最初に12月定例議会において、早急に進めたいということをおっしゃっていただきましたが、実際問題として、結果としてまだ十分進んでいないという現実があります。そのことは深くお詫びいたします。

で、個々の案件について、内容の進捗度、現況等、説明させていただきたいと思っております。

まず、尾道総合病院、市民病院への通院バス、この件であります。いろいろな場面を想定した試算等を行いました結果ですね、現在のところ、いろんなケースごと、例えば10人乗りのハイエースを町の運転手で運営した場合とか、これを借り上げでやった場合、タクシー会社に委託した場合、いろんなパターンを想定して組んでみました。どれが一番安く上がるか。そういった検討も重ねてきたわけですが、その中で、どのケースにつきましてもだいたい3,200万くらい年間に予算がかかる。そういった試算が出ております。これに対して、今の財政事情の中でこれが継続できるかどうか、その辺のことも含めまして悩んでいるところであります。それで、先ほど言いましたように、この中で試験的にやる、1ヶ月とか、そういった期間を区切って試験的にやる。そういった方法はできないものかということも、今、再度検討させていただいております。で、これ以外にですね、ここまでお金がかかるのであれば、逆に尾道総合病院、市民病院等への通院の運賃助成をした方がより現実的ではないかと。こういった内部での議論も出ております。で、今そちらの判断をする材料をもう少し煮詰めるべきかということも考えております。この辺の予算措置の仕方、それからあとの継続性、実際にこれを利用する方の、まあ便利度と言いますか、利便性ですね、その辺も含めて、もう少し掘り下げて考える、検討して行く必要があると考えております。

2番目の交通体系全般に渡っては、先の全員協議会で説明させていただきました交通ネットワーク協議会を、設置要綱を制定いたしましたので、これに基づいて早急に議論を始めて行きたいと思っております。平成33年度の岩城橋開通に向けて、大きく交通体系が変化を続けますので、それに対応したタイムリーな交通体系の変化を作っていかなければならないと考えておりますので、こちらの方の審議をですね、できるだけオープンにして皆さんの意見集約を図りたいと考えております。

ええー、それから3点目の生名公営渡船の75歳以上の、これは最初に生名公営渡船の運賃値上げというお話がありまして、20%値上げをするということに対する反対が強くて、それを10%まで抑え、その替わり75歳以上の方を無料化するという、そういう無料化を廃止するという、そういう流れであったのですが、そのときに当時の理事者にですね、「こ

れは黒字になったらやめますね」という確認を取っておりましたので、これを早急に元に戻したいということで、この9月から、いろんな準備を進めまして、7月中にですね、この作業と言いますか、75歳以上の方の分かるようなもの、パスみたいなものですね、そういったものの作成から配布方法、その処理の仕方、それから一般住民の方への周知方法、その辺も含めまして、期間として、もう少し欲しいということだったんで、9月1日からの実施になろうかと思いますが、これを今6月補正予算にも計上させていただいております。ただ、自転車の無料化の方なんですけど、こちらの方はサイクルフリーとの絡みと言いますか、あったんですけど、サイクルフリー自体はですね、全くこの流れの中とは別の次元で動いております。これは別問題として考える必要があるということなんで、今の観光客と言いますか、サイクリストの利用形態を考えてみますと、この「サイクルフリーをしているから、ここに来たんだ」という、そういう動きはそんなに多くないという実態把握があります。

で、その中で、じゃあ一体どうするという話なんですけど、しまなみ海道全体の中でサイクルフリー、これはもう少し様子を見た方がいいんじゃないかという、と申しますのは、昨今立ち上がりましたDMOのしまなみジャパンというのがありまして、こちらの動きを見ながらですね、サイクリストに対する対応の仕方、この辺の統一化を図る流れが必要になってきますので、その辺も見据えながらですね、それから、この自転車の無料化につきましては、この生名渡船だけでなく他のところも即影響してくるということもあつたりしますんで、ええー、この分については、もう少し検討期間をいただきたいと考えております。

4番目の福祉バス、全島福祉バスの切り替えということなんですけど、ええー、こちらの方は、現在、6,000万強の路線バスの予算額がありまして、そのうち、4,500万くらいですかねえ、赤字が出ております。その赤字に対する交付税措置等ですね、これが3,500万くらいでしょうか、そのくらいあるかと思いますが、そういった中で、これを福祉バスに切り替えるとなると、その交付税措置がなくなってまいります。そのことに対してですね、その今の路線を全部福祉バスに切り替えて6,000万を継続できるかどうかという話もありますんで、何とか他の方法はないものかということで、今もう少し工夫を考えているところがございます。この件につきましても、まあ大きな財政負担が当然かかってくるということなんですけど、それをいかに少なくしながら、こちらにシフトできるかということも、もう少し工法を探ってみたいと思います。ただ、そうは言いながら、高齢者の方がどんどん増えているという現実を認識しております。先ほどの通院バスも、この福祉バスもそうなんですけど、本当に75歳以上の方が自分たちの交通手段、免許返納等、そういったことで交通手段奪われておるということで、そういった現実を十分認識しております。

それから、弓削中学校のバス通学生の乗降場所の延伸問題につきましても、実は昨日、まあ、こういったことで影響が出るとされる佐島の地区の方々とちょっと説明会を持たせていただきまして、そこで、あらかた「そのくらいだったら何とか我慢できそうです」という、結局1便重なる時間帯を削ってそれに対応するというので、中学校の正門までの折り返しが可能になるということで、早速、これで公共交通審議会というものを開いて、それを運輸局等に持ちあがって実現したいと思っております。その過程で、あと2カ月程度かかるのではないかとということでもあります。

で、もう1点、岩城の子供放課後問題、児童保育ですね。こちらの問題なんですが、この環境づくりに対しましては、ええー、先日ですねえ、保護者の方、それから運営する方々と現場の方をいっしょに確認させていただきまして、これももう少し早くしたかったんですが、保護者の代表が替わられたりとかですね、そういった中での行き違いが何点かありまして、やっところまで来れたという感じではあります、その中で今の現有施設の必要最小限の改良点、その洗い出しをさせていただいております。ええー、まあ、取り壊しをやめて、ここを使うといういろんな経緯もありましたので、出来るだけ最少の経費でやりたいと考えておりますが、子供の、まあ児童福祉の観点から、子供たちのよりよい環境、放課後の環境ですね、確保するということは、子供さんの少ない我が上島町にあっては本当に大切な課題だと認識しておりますので、また、こちらの改善点の内容がまとまり次第ですね、9月補正に計上させていただきたいと思っております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、まああの一、予算が伴うもの、予算の伴わないもの、まあいろいろあるわけですが、議会側としてはね、あまりにも一つひとつがスピード感を感じないんですね。あの一、中学生の問題にしても、放課後児童クラブにしても、子供たちにとっては節目節目があるんですね、学校なら新学期とか、休み明けからと、そういうものがあるのにそれに対応しての取り組みが遅れとんですね。

そしてあの一、尾道にバス走らす件にしても、ええー、公営渡船の問題、それぞれ予算的なもんがあって大変苦勞をされとるわけはよく分かるんですね。では、それをなぜ議会に相談してね、現状を報告しながら議会と共に歩んで行こう、そういう姿勢が見えないんですね。12月に質問すれば、3月議会において、その状況をね、苦しいんなら苦しいと議会に相談したり、投げかけしないと、議会の側は「町長は何やってんだ、ぜんぜん情報が入って来ないじゃないか」、あれだけのきちっとした答弁をしておきながら、改めてこんな形で質問しなくてはならないのが現状だと思うんですね。あの一、町長独自でどんどん進んで行く方がみやすいのか。議会に相談して行くのがみやすいのかはどう判断しとんかは、その点についてはどのように思っていますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、今回のように後手後手と言いますか対応が遅れており、案件の進め方につきまして、関係者ですね、こちらの意見を取りまとめるのが、まず第一と言いますか、最初になりますので、意見の集約をどうやって進めて行くかという、これがまだシステムとしてできてなかったもんですから、この後については例えば、交通ネットワーク協議会とかですねえ、そういった意見を集約する場をどうやって作るかと。その辺のことを含めましてですね、ええー、より早く、スピーディにできて行くように努めたいと思います。

ええー、さらに、そういった中で集約をして行った中で改めて議会の方に投げかけて行くのが筋ではないかと考えております。本当に多種多様な意見がございます。そういった中で、それを一本化していくというのは今の時代でございますから、100%というのは当然あり得ないと考えております。ただ6割か、7割か8割か、こういったところになりますと、この施策というのは、まず、許していただけるのではないかとという考え方は基本的には持っておりますので、その辺の意見の集約、これをまず皮切りにしまして、その後でこういう意見がありまして、こういうふうな案件をこういうふうにしたいという、そういうのが整いました段階で予算も当然関わってきますので、その時点で議会に改めて、その相談等ですね、協議させていただいたらと考えております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、あの一、まあいろんな考え方が十人十色にありますけどね、本来は使う側の立場の人のね、弓削中学校の子供たちの意見はどうなのか、その一番の声を聴いておけばね、今日までになってないですね。それを全て大人の世界で論議をするから、それが進んで行かない。サイクリストの無料化の問題、いわゆる自転車の無料化と噛み合わせて考えてみますと、町外から来られる人は無料なんですね、では町内の人サイクリストとして行くにはお金がかかるんですね自転車で。ただただ「町内の人を無料にせい」とは私は言っとんじやないんですね。「そういう不合理な形があるのをどう捉えるか」と投げかけとんであって、「地元の住民がお金を払いながら、町外の人が無料で渡ってくる。それはどうなのか」という捉え方の下に質問をしておるわけなんですね。あの一、組織であって、組織の中で検討してというのは、それは分かりますけど、私は常に末端の声が一番大事にされなくてはね、行政は成り立って行かないのではないかと思いますので、その点、町長どう思いますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、先ほどのお話であります。弓削中学校の生徒さんの意見と言いましたが、これ生徒さんの方は残念ながら本当に直接生徒さんの意見は私共の方までは上がって来ておりませんが、父兄の保護者の方ですね、それから学校の先生の方、この辺の意見が本当に今回もそうでありまして、バラバラでありました。私自身は、これは弓削中学校と生名中学校が統合した時点で生名中学校に在籍されている方、通学される方、これは学校まで責任もって送り届けるという、これが本筋だと考えておりますので、この意見が今の段階でも十分集約されているとは思っておりません。で、そういった意見も多々耳に入ってきます。

しかし、これは教育行政の中で統合した場合、今までフェリーで港までで下ろしていたと。だから、バスも港まで。そういう発想はないと思っております。で、そういう観点からですね、ええー、まあ、そういう説明もさしていただきながら、意見の集約に向けて動くということをやらしていただきました。ええー、なかなか小さい声、少ない声、そういったものが表に出てこないのが、今のこういった行政の現状だということは私も十分認識しております。

す。ええー、ただ、と言いながら、「じゃあ、それでいいのか」というご指摘のとおりだと思いますから、この辺についてはですね、まあ組織としてという言い方が適切かどうかは分かりませんが、やっぱりそういう弱者の意見をきれいに、どうやってスムーズに吸い上げて行くかと、こういう中に活かしていくかということも大切なことだという観点は承知しておりますので、十分心掛けて行きたいと思っております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

それでは3問目に移りたいと思います。

ええー、3問目といたしまして、「公文書のコピー代金請求問題の経緯報告」を求めるわけではありますが、後ほど同僚議員の方からも同じような質問がされておるわけではありますが、ええー、私は後の同僚議員に詳しい点は任すことにいたしますが、いわゆる12月定例議会で同僚議員の方から情報公開の請求の案件の質問があり、やり取りの中で「双方に行き違いがなかったかどうか。両方で協議のうえで最終的な判断をいたしたい」と町長は答弁しましたね。そして、3月の定例議会では、担当課、公文書の公開を求めた相手からも話を伺った結果、請求の一部において双方に行き違いがあったということで、いわゆる「公文書を請求された方への公開文書請求の一部を取り下げが申し出られたことを受理しております」と答弁をなされましたが、そして、取り下げた以外のコピー代金は既に支払いが済んでいるということを確認している答弁がありました。この間の12月定例、3月定例においての、いわゆる質問者と答弁者、町長との間での事件発生からの今日までの解決の、どのような形で解決をして行ったのか、詳細がなかなか議会にも伝わってこないし、町民に対しても責任ある説明を必要ではないか。このように思って今回質問をしておるわけではありますが、その点についてご答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の質問にお答えします。

ええー、この件につきましての経過ですが、昨年8月の9日に7件の公文書公開請求が出されております。

ええー、内容につきましてはですね、一般会計支出内訳 2年分、それから生名船舶委託関係書類、それから塵芥ゴミ処理業務委託関係、公共事業 2年分、ええー、公務旅費関係、公務旅行関係 イタリア、町長関係 指示事項等、という内容でありました。で、この7件の請求のうち、特にですね、これが請求があつてからですね、量が多かつたものから、8月の5日に請求があつてですね、その後、15日間という期間の中で対応出来ないという判断だったと思うんですが、ええー、これが全て期間を延長してほしいという、そういう請求者に対する通知をしております。で、その後ですね、暫時出来た公共事業のコピーをですね、届けて行く、そういうことになるんですが、7件の請求のうち、特に公共事

業関係の文書請求の範囲が広過ぎるということで、ええー、担当課と請求者との話し合いで5,000万以上の公共事業に限定。まあ、最終的に10件ということですかねえ。で、これでコピーに係る費用は相当な額になる見込みということで「閲覧による請求に変更してはどうか」と、こういった提案とかをしております。で、この中でまた、コピー代金が1枚30円ということで、この内容につきましても、通常と同じようなコピーの場合については1枚目は30円で2枚目から15円とかですね、そういった取り決めがあったと思うんですが、そちらの方と混同していた部分もあったようです。

それから、書類の整ったものから順次交付して行く中で、請求者の方から「全く必要でない内容の書類が多過ぎる」と。こういったことの申し出がありまして、公開請求の取り下げの申し出がされております。ええー、請求者の要求どおりの文書を用意していたということで支払い請求並びに督促を出しております。通常、しかし、こういった支払い請求、督促というのは税金等では滞納者の方に対してですね、そこまで期限切った厳しいことはやっていないのが現状かと思えます。それからですね、その後、文書公開における費用請求のことに關しまして担当課から経緯を確認しましたが、明らかにこれは当初の部分からですね、請求者とおつちの出す方の側との間での意見のすれ違いと言いますか、考え方の認識のすれ違いがあったまま進んでいるというのがありましたので、これはおかしいなということを感じておりました。で、その後ですね、請求者との行き違いを確認するために話し合いの場の設定を指示しております。これは1月の11日ですかねえ、それで、請求者、担当課から話を伺った結果ですねえ、やっぱり請求者が7件の請求の中で公共事業請求分の書類について、自分たちが欲しいと思っていた内容の書類とかけ離れていたということが明白になりました。ええー、請求当時からですねえ、まあ、いろんなやり取りがあったんですが、「閲覧をした方がいいんじゃないですか」という、そういった提案に、この請求者の方がこの流れを十分に理解されていなかったこともあります。ええー、そのやり取りが機能してなかったということになろうかと思えます。

で、こういったことで9月末に一度請求者から請求取り下げの申し入れを受けていたという、そういった現実がありますので、ということから双方に行き違いがあったということ判断しておりまして、その後、再度請求者に請求手続きの確認をしたところ、まあ「公共事業請求分の取り下げをしたい」という意思が確認されたので、これを受理したものであります。

ええー、そういった中身でありまして、それでだいたい分かるでしょうかねえ。大まかな流れは以上のようなことになります。

(宮脇町長、降壇)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、ただ今の町長の方から、いわゆる大まかな流れということで答弁いただいたわけですが、まあ後から同僚議員が質問する内容にそういう旨は大まか大筋書かれておるんで、分かっておるわけですが、いわゆる行政と町民一般ですね、おいて、いわゆる

ここで起きた行き違いとか、勘違いという問題が起きるということは町政と町民との信頼関係が成り立たないんですね。私は、そこを今回質問の中で論じたいと思うんですね。いわゆる行政に対して請求者は公開請求書を提出しとるわけでありましてね。そこには、「何の部分を何通なんぼ」という形での要求をしとると私なりに思うんですね。そして、行政サイドからは、その公文書を、ええー、開示する「決定通知書を何部発行し、いくら金額が掛かりますよ」という通知をした下に、いわゆる契約が成立しとるんですね。それが一番初期の手続き上の問題だと思うんですね。それが出来ていながら、なぜここで言われる行き違いが発生したのか。文書一つひとつやり取りしながら了解の下に進んで行ったならば、行き違いや勘違いは生まれるはずがないんですね。ましてや今回のように、大きなコピー代金が、ええー、職員を何時間も拘束し、コピー機も独占的に使用しながら他の業務に影響を与えながら行っていく中で、行き違いだという形で済ますわけには、私はいかないと思うんですね。

そして、町長自体がどのように行き違いと受け取ったのか知らないけれども、ええー、両者の同一テーブルについての話し合いの下に立ち会ったのか、それとも第三者を入れて第三者の判定の下に行き違いがあったと認めたのか。そういった点をもう少し詳しく説明をしていただきたい。そして、その70万円分の、いわゆるコピーされたものはどのような形で現在現存しておるのか、その点についても併せてご答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、行き違いの内容につきましてははですね、最初から一番最初の段階で、まあトータル50万くらいとか、そういう金額を提示したり、それから、それが80何万になって、それが最終的に85万ですかねえ。何かそういったことで、どれがどういうふうが増えたということは別にしまして、そういったことでどんどんと変わっております。で、請求者の方は、「これは要求してない」という、そういうことも文書で申し入れしております。で、そういった中で、なぜそれが防げなかったかというのが私も本当に行政としてですね、問題がこういう体制でよかったのかという気はしております。やっぱり、情報を公開するという原則ですねよ。これは住民の皆さんに、町民の皆さんに信頼していただけるという原則でありますから、できるだけスムーズに出していくという、これが基本だと考えております。その中で、ええー、請求者が何を知りたいのか、それに対してこういう情報を提供すべきだと、こういったことも、ええー、双方がやっぱりもう少しきちんと話し合うべきだったという、そういう認識が一番強いです。

で、請求者の中には、請求者の方は、このことに関してですねえ、当初からあまりにも膨大な請求が一気に来たもんですから、これは要求してない文書を送りつけられて、こういうことが来るのであれば、これは訴訟に持って行った方がいいんじゃないかというお話をしていたそうです。で、それもありますし、そういったことは情報公開という本来の趣旨からはそぐいませぬので、そういったことも考慮に入れながら、やっぱり最終的には、こういった町民の方との信頼関係を築くためには、やっぱりこういったことを新しい、新しいとか、見直しながらですねえ、きちんと見直しながら向き合っていくという姿勢が必要だと思って

おります。先ほど言われましたように、信頼関係を築くというのは、そういうことじゃないかと認識しております。

ええー、料金が云々というよりは、これは本当にあの一、何が必要でどこまで出せばよかったのか、どういう経過で動けばよかったのか。そのことの方が一番問われている問題だと考えております。ええー、ただあの一、額は確かに大きいんでありますが、これは例えば公共事業のカタログまでコピーする必要があるかそこにあつたのかと。そういった本当に疑問点がいっぱい出ておりますんで、やっぱそういうことは水掛け論ではなくて、「何が知りたいのかとか、それだったらここだけでいいんじゃないですか」という話をきっちりしていかないと、前に進まなかったのではないかと考えております。そういった意味での認識の行き違いだということでもあります。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。最後にしてください。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、あの一、公文書公開することは当たり前のことであって、この場でそんなに論じる問題じゃないんですね。いわゆる、今回問題が起きるのは、事務手続き上の問題としてどうだったのか。ええー、上島町の規則において、公文書公開にあたっての事務手続き上の書類がありますね。それが一つひとつ、きちっと出来ていたのかどうか。町長、出来ていたんですか。住民からたぶん担当課は総務課だろうと思うんですけども、そこに、ええー公文書の公開を住民から求めて、そして、閲覧を住民がして、一部公開なのか、全部公開なのか、そんなことを書類上伺い、そして後日、決定通知書を送るようになっていきますね。そこには、「何部公開して、コピー代として複写代としていくらの金額がかかりますよ」という決定通知書がここに書くことになってるんですよ。そういう手続きを一つ、二つと踏んで行けば、こんな行き違い、町長、先ほど言うような答弁にはなって来んのですよね。双方が請求しとると行政側のコピーするとの枚数がどうのこうの、そんな問題一つも起こるはずがないんですね。

そこに起きたことは、どこに原因があるのか。そこを問題化しないと。双方のやり取りの問題じゃないですよ。事務手続きがいかにどうされていたのか。そのことをきちっとしないと、これからいろんな問題が起きたときに住民が仮に税金の請求されたときに、その書類が本当に合っているのかどうか、そんな疑問一つひとつが生まれてくるのではないかと、私は思いますよ。その書類、議会に提出してもらえますか。請求書類と決定通知された書類、今議会に提出してくれますか。町民の血税が泡として70万消えて行く。そして、請求として令書を80万切ったんでしょ。現物渡すときに。ただ持っていで、後から請求したんじゃないか。現物渡すときに、ちゃんと80万の令書切ったんならば、決算のとき、それ未納の形で出てくるんじゃないですか。簡単に「取り下げたから10万で済ませましたよ」という問題だけじゃないかと私は滞納された70万が監査にかかってくるのではないかと、浅はかながら思うわけでありまして。その点、町長、どのように捉えて行きますか。これで最後ですか。

○(濱田 高嘉 議長) はい。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、今のご質問ですが、私はここまでの行き違いは許されるべきではないと思っております。ええー、先ほど言いました、その書類でそれが確認できたかどうかという話なんです。書類に書かれている請求書の文言と、それから、それに対応してお渡ししたコピーの書類の内容、これに対しての、そこでの確認というのは行き来する中で出て来ますので、先ほど寺下議員が言われたような、それで間違いが生じるはずがないということにはなかなかなりにくいというのが現実だと思っております。ただ、この場合ですね、閲覧をもう少し早くにすべきであったのではないかという、ここが一番のポイントになると思います。

ええー、そのときに、どういう形でそれを事前にやっておけばこれが防げたか。そういうことになろうかと思えます。それさえあれば、こういうことは起きなかったと考えております。それが出来なかった原因は何かというのがちょっと本当にそのこのところでの行き違いという、双方の行き違いをかたくなに通した部分があるのではないかと思っております。で、そのために生じたことでありまして、内容としましては明らかにこれはここまでの書類は本当に必要だったのかという疑問はどうしても拭えなかったのも、こういった行き違いの確認による取り下げということで処理をさせていただきました。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員)

答弁になってないんですけど、もう質問できないということですが、もう少し初期の事務的な問題を町長触れてくれないとね、あの一答弁必要ない、もらえんですけど、今のような答弁でいくと、何だか口頭、口頭で物事進めただけであって、行政のあり方として基本的な事務に基づいて仕事をして行ったんでしょ。その点をきちっとしないと、あの一、行き行き、やれやればったりの結果、行き違いが生じたみたいにしか捉えられのですね。本当に職員の立場を考えるのであれば、職員は事務処理をしながら（「長いぞ」の声あり）やっていたんだと思うんで、回答はもらえないんですけど、あの議長、先ほど書類請求した件について、どのように計らうか、その点、一点だけよろしく願いいたします。ええー、以上で終わります。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、寺下議員の質問を終わります。ここで10分間休憩いたします。

(休 憩 : 午前9時53分 ~ 午前10時10分)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、再開します。ええー、大西議員の質問の前に、先ほど寺下議員の方から請求がありました公文書公開請求書及び公開決定通知書の写しは、本日の議会終了までに配付いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして一般質問を行います。続いて、大西議員の質問を許します。（「土居さんです」の声あり）ごめんなさい、すみません。それでは、土居議員の質問を許します。

失礼しました。

(土居議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

はい、議席10番の土居 計彦です。今回は、今定例会では2つの一般質問を行います。

ええー、住民の皆様からの改善要望などを下に現場確認をしながら自分の意見として質問いたします。

ええー、1つ目は、「溜池の衛生管理の改善」を求めるものです。これは。昨年6月にも6月定例議会で一般質問を行い、回答を得ておったんですけど、地元の方々のお話ですと、「何もされてないよ」ということで再度質問いたします。

内容は、上弓削の大串田池・久司浦地区の久司浦池については、排水設備が無いので悪臭があり、安全的にも問題があり、地区の住民の方が困っているので改善を行うよう求めました。昨年6月にも同じ内容で求めました。そのときの理事者の答弁では、「定期的に水抜き等の管理を行い、改善策を地元と協議する」という約束でした。早や今年も梅雨に入ります。また、心配が続くわけですが、先日、地元の方から「約束はどうなったのか」と、「何も話が無いよ」ということでご指摘がありました。

ええー、1年前の約束どおり、改善策について、地元と協議を行い、安全衛生の改善に着手するよう要望します。答弁をお願いします。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本農林水産課長。

(森本農林水産課長、登壇)

○(森本 英隆 農林水産課長)

土居議員の1問目の質問にお答えします。

溜池は古くから農業用水源として利用されており、万が一決壊した場合には、農業用施設をはじめ公共施設や人家等甚大な被害を及ぼす一面があります。日常の管理につきましては点検を行い、より安全な管理に努める必要がございます。

現在、大串田池の余水吐けの様子や悪臭の有無等の確認をいたしました。また、農業用に取水する装置についても点検の方をいたしました。点検上特に問題はございませんでしたが、管理上は月に1～2度点検を担当課の方で行っております。

今後につきましても、そういうご指摘がありましたらですね、適正な管理が出来るよう再度協議の方を行っていきたくと思います。

で、鯨池につきましては、昨年度、余水吐けの機能に支障がございましたので、昨年7月に改良を行い、その後も点検を随時行っております。また、池の方に関しましては、桜の木の枝打ちや雑木の撤去等を行って環境改善に努めてきました。

現在のところ、私の方では悪臭等は確認できませんでしたが、梅雨時期に入っております今後でもですね、点検回数を増やすなど行ってですね、地元と再度協議をしながらですね、より安全な管理に努めてまいりたいと思います。以上です。

(森本農林水産課長、降壇)

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

ええー、あの鯨池の場合は、排水装置があるんですか。余水吐けがあるんですか。(森本農林水産課長から「はい」の声) それは地元でも操作できるような。(森本農林水産課長から「オーバーフローのような」の声) オーバーフローとは(森本農林水産課長から「水が増えると流れていくというような」の声) ああ、ほうですか。

あの一、何というか、その普通の状態で、まあ、例えば悪臭がするから一遍水抜きをしようというときにはできないわけですね、ポンプかなんかじゃないと。(森本農林水産課長から「はい」の声) そういう事ですね。上弓削の大串田池もそうですね。あそこは大きな水が出た時にだけ、こうオーバーフローというか、川の方へ出るようにはなっているけど、あの一、それ以下の場合はどうしようもない。あの一、農業用の取水施設がありますけどね、あれもその水量を減す量ほど使ってないからですねえ。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

農業用ですね。あのポンプでございますので、ぜひ干ばつ等に備えてですね、地元の方に使っていただけたらと思っております。

それから、多く雨が降った場合にはですね、オーバーフローのところですね、ところから流れますので、決壊等の心配はないと思いますが、雑木等が例えば溜まったりしてですね、そういったときには当然除去する必要があると思いますので、そういった点検もですね、さしていただきたいと思っております。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

はい、あの一、確かに水量の問題ですけど、周辺の管理なんかがね、ちょっと怖いなあというふうな点もありますので、行政の方で点検もしていただいて地元とも、あの一、「こういう事をした」とか、「こういう事をしようと思う」とかという要望を、あの、聞いてあげていただきたいと思っております。

2つ目です。ええー、2つ目は、失礼、「弓削総合庁舎前の駐車場と隣接の町道の安全対策」を求めるものです。

ええー、弓削総合庁舎の正面で、玄関口にも近いため、整地・舗装などはされていませんが、いつも満車状態であります。まあ雨が降れば、タイヤ跡の溝ができる雑草も茂っています。こともあります。そして、私が要望を受けたのは、隣接する郵便局に向かう町道なんですけど、町道には元JAの建物が使っていたと思われる排水溝が横たわっています。タイヤが溝にはまり、ドッスンという感じでエンストすることもあります。「高齢のドライバー、女性ドライバーの方は怖い」というご意見もありました。「駐車場の簡易舗装と町道の安全対策は実施できないか」質問します。答弁をお願いします。

○(荒井 健 管財課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 荒井管財課長。

(荒井管財課長、登壇)

○(荒井 健 管財課長)

それでは土居議員の2つ目の質問にお答えいたします。

弓削総合庁舎前の土地は、町所有の普通財産でございます。現状は来町される方等の駐車場として利用しておりますが、庁舎と隣接した非常に使い勝手の良い土地でございます。この利用方法については十分に検討する必要があると思っております。公共施設総合管理計画に基づき、集約あるいは建替え等の再整備が必要とされた施設、あるいは新しく必要とされた施設を考えた場合、これに対応できる可能な土地は必要であると考えております。

なお、現状としては、駐車場として利用しておりますので、タイヤの溝やデコボコについては整地を行い、危険のないように対応いたします。

また、郵便局に向かう町道の水路につきましては、担当課と協議の上、車両が利用できるような道路拡幅を含め検討をし、安全に努めたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。以上です。

(荒井管財課長、降壇)

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

はい、ありがとうございます。まあ、あの一、私が町民の皆さんからご指摘を受けたというか要望を受けたのは、駐車場ではなくて、県道の方なんですよね。結局、広い駐車場から県道から、こう細まって郵便局へ向かいますので、まあ、限られた空間、空間いうか、余白で入っていますのでね、どうしてもその溝でこうドスンといくんですよね。「それが怖い」というお話でした。ですから、まあ車にショックがなく、そして駐車場の方もご利用の方が多いのなら簡易舗装でも整地でも結構ですので、やっていただいて、あの狭いところで事故などが起きないようにご配慮いただきたい。要望です。終わります。

(土居議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで土居議員の質問を終わります。

続きまして、大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

○(4番・大西 幸江 議員)

議席番号4番、大西 幸江です。今日は2つ質問をいたします。よろしくお願いたします。

そしたらまず1つ目の質問なんですけども、「岩城町民プールの現状は」ということで質問いたします。

昨年、愛媛新聞に「プール開きまだですか?」と題して不名誉な記事が掲載され、予算は例年どおり計上しながらも2週間程度しか運営されなかった岩城町民プールですが、その後の一般質問では、来年度に向けた具体的な対策の答弁を求めましたが、「来年はきちりと計画をして、7月1日からプールを運営する」というお約束のみでした。そして、つい先日

プールの補助員を募集する旨の町内放送が入るなど、「きっちりと計画する」と言っていたのに、また土壇場になっての補助員の募集ということで、プールが無事に運営されるのか心配な状況ではないかと推察するところです。

このような状況の中、昨年と同じ轍(わだち)を踏まないために質問させていただきます。

昨年のプール運営終了から現在に至るまでの実施計画の進行状況をご説明ください。また、現在の反省点及び7月1日からのプール開きに向けての計画、もしくは実施状況をご説明ください。お願いします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

(濱田教育長、登壇)

○(濱田 和保 教育長)

大西議員の1問目の質問にお答えします。

昨年度のプールの開設が遅れた大きな原因は、資格を持った管理人がなかなか見つからなかったことだと思っております。聞いております。今年はその反省を踏まえ、4月に入って資格を持った施設管理人と既に管理委託契約を締結しております。また修繕が必要な箇所については既に修繕も済んでおり、現在は水張りも完了しており、あとは料金徴収、清掃アルバイトの募集を行っているところです。既にアルバイトについても1名は決まっており、残りについても当てがあるようですので、7月1日に開設については問題なくできるような状況になっております。以上です。

(濱田教育長、降壇)

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

ええと、今ご答弁いただいたんですけども、ええとですねえ、資格を持った管理人っていうお話だったんですけど、どんな資格ですかねえ。で、まあ、アルバイトも今1名決まってて、確か22日まで今日までが、あの一、募集の締切だったんじゃないかと思うんですけど、まあ今の時点で1名が決まってて、もう1名がまだなんですよというのはちょっと対応が遅いんじゃないかと。

で、質問にも入れましたけども、あの一、実際今まで4月1日に異動も担当者もあつたようなんですけど、それからいろいろ問題が起きていると思うんですよ。で、そのように聞いています。確認も行きました。自分もプール清掃に参加しました。なので、反省点というのが明確にさせていただきたいんですね。というのは、去年も「具体的にどうされたい、どうするんですか」と聞いても、「きっちりやります」と。で、「計画はありますか」と聞いても「大丈夫です」と。

そして、去年、プールが終わってから8月の確かお盆休み明けすぐだったかにプールは終わると思うんですが、その以降も実際には予算計上されるまでには当然まあ今回は修繕費が計上されてましたからね、計上されるまでには当然準備をされたと思いますし、その準備した中でも、今年度に入ってから工事でも問題があったというように認識してるんですが、そ

の反省点、そこを明確にしないと、次ぎの段階、だから来年ですよ。今度は。プール開くまでにやっぱり後手後手になるんじゃないんですかねえ。その辺の状況の把握から本当の意味で反省点はないのか、ご答弁お願いします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

ええと、昨年の反省点としましては、なかなか管理人と話がうまくいなくて、それで開設できなかったというふうには聞いております。それについては、今年は早いうちから管理人になる人とお話をさせていただきまして、合意を得まして4月の時点では管理契約を結んでおります。そして、修繕につきましても、あの一、かなり何ヶ所か修繕箇所がありましたが、その予算の方に上げまして、ちゃんとこの間済んでおりますし、あとは満水にして今一応ポンプの方も起動をして何も問題なく、あとは開設できる状況になっているというふうに聞いております。

ええ一、反省点としては、もうちゃんとした計画がなされてなくて去年できなかったことについては大変申し訳なかったと思っておりますし、今年はそういうことがないようにということで、早くから一応動いており、今の時点では7月1日にちゃんと開設できる状況にあるというふうに考えておりますので、その辺についてはご理解ください。以上です。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

あの一、私の質問の仕方が悪いのか、ちょっとご理解がいただけてないんですけども、7月1日に開くから、開けるから反省点がない、問題がないんじゃないんですよ。7月1日に開けていても、間で問題があっとうまく進まないなと感じることがあったら、そこはやっぱり反省点なんですよ。だから、そこを明確にさせていただいて次に生かしていただきたいので、「その困ったなあ、問題があったなあということを説明してください」とお願いをしてるんですけども、「7月1日に開けるから問題はない。スムーズに行ってる」って言うのは、次の業務に改善が全く見られない状況になるんじゃないかと思うんですけども、本当に反省点は全くなかったですか、ちょっとこれはまずかったなあということは小さなことでも気づきませんでしたか。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

申し訳ございません。細かな反省点というか、どういう問題が起きているのか確認は出来てないので、何かありましたら教えていただければ、それについて、はい、お答えいたします。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

あの一、私がこれが問題だったと言うようなあれじゃだめだと思うんですよね、自分たちで気づかないと。で、何のために、あのとき作業にも課長さんもいらっしゃったんですかねえ。来てらっしゃいましたよ。で、管理者になられた方とも担当者ともやっぱりもっとお話をして、上にそれを吸い上げていくような仕組み作りをしないと、これ来年もまた困りますよ。あの一、今回の質問も別に「プールがたぶん7月1日に開けるな」ということは私も分かっているんですよ。でも、来年、その次っていうふうに改善して、もっとスムーズに、もっとうまく事業運営をして、プールを存続させていただきたいので、子供たちのために、利用者のためにですね。だから、問題点を話し合っしてほしいので質問してるんです。なので、あの一、私に「どこが問題でしょうか」と聞くことは、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないかと思うんです。もっと課内で話し合ってください、はい。1つ目はこれで終わります。

そうしましたら、2つ目の質問に移ります。「上島町の農業の方針は」ということで、質問させていただきます。

宮脇町長は、成人式、それから卒業式、入学式、その他多くの場面で、食と農についての発言をされています。また、農業委員会においても、「一次産業である農業について推進していきたい」というようなご挨拶をされたと記憶しております。その言葉を受けてのことだと思いますが、6月9日に行われた農業委員会の総会において、「上島町自身が農用地利用集積化事業を行う」という規程が議案として上程され、可決されました。

ですが、規程自体はどこかのひな型を持ってきたものであるという説明があり、自治体が事業を行うことは特に問題なく、同意してほしいというような内容の説明が事務局長である農林水産課長からあり、実際の詳しい取り組みについては委員から質問が出るまで説明せず、また委員の提言もどの程度受け入れられるものかの回答もありませんでした。また、やる気ある農業活性化応援プロジェクトは、今年度予算を減額したにも関わらず、申込者多数のため7月で申し込みを打ち切るというお知らせがありました。また、同補助金で4月の時点で申し込みしようとしたら、「もうその補助金は終わった」と言われ、補助金がもらえなかったというようなお粗末な対応があったというようなことも聞いています。

そこで質問します。今後上島町の農業をどのように発展させていくつもりなのか方針をご説明ください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

大西議員の質問にお答えします。

上島町における農業を取り巻く環境は、過疎化、高齢化、鳥獣被害、農業生産資材の高騰等により、大変厳しいものがあります。そこで、これからは、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、ご指摘のやる気ある農業活性化プロジェクト事業をはじめとした新規就農者支援事業、農業生産被害対策費補助事業、遊休農地再利用対策事業、農林漁業インターン事業、中山間地域直接支払制度、多面的機能支払交付金事業、鳥獣害防止総合対策事業等々、各種いろいろな事業が出ておりますが、そういった事業を組み合わせながらいかに効率よく

機能的な活性化が図れるかと、上げて行くかという、そういうテーマに取り組んで行きたいと思います。

特に、現状で耕作放棄地が大きく広がる中で、また高齢化が進む中で、一段とこのスピードが上がってまいります。今、少なくとも、今耕作しておられるいろんな作物の畑、田んぼ、そういったところにつきましてですね、ええー、これ以上の耕作放棄の拡大、こういったものを何とか食い止め、特に優良園地と優良園地であったところですね、その部分を重点的にですね、カバーして、ええー、何とか食糧の需給体制を築けるような、そういった農業体系ですね、この辺の確立を図りたいと思っております。これらの事業を効果的に推進するためにもですね、ええー、農地パトロールを現在実施しておりますが、このパトロールによる農地調査、この調査に基づきまして利用状況を把握して再生利用可能な荒廃農地については、担い手への利用集積を進める。また、山林化している所については、非農地と判断し、優良農地の維持・確保に努めるという適正利用に努めて行く、そういう体制を進めて行きたいと思っております。

ええー、先ほどの上島町は新たに農地利用集積化団体として、農地所有者代理事業、農地売買等事業を実施しまして、荒廃農地の再生利用に取り組むとともにですね、離農者農地を担い手農家に継承する。そういったことを積極的にやって、農地の利用集積に努めたいと思っております。以上でございます。

(宮脇町長、降壇)

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、ええと、まあ大きくは大体まあこの自治体も高齢化とか過疎化とか、放棄地とかっていうことで困っている状況で、それを、まあ鳥獣害も含めてですね、いろいろ総合的に勘案しながら解消して行く。で、需給率何かを、まあ町長の場合は需給率何か上げて行きたいというお考えを、あちこち挨拶で述べられているので、まあそうなんだろうなというふうには思っているんですが、あの一、実際ですね、農地利用調査、今やっています。で、それで、いろいろなことがまあ、分かってくると思うんですよ。

で、今回の一般会計の予算書にもそれ関係の予算が上がって来てます。で、ただですねえ、ちょっとずっと気になってるんですけども、あの一、昨年度の2月ですねえ、この間の2月ですが、農業委員会で農業振興地域整備事業計画書というのを作りました。で、これはまあ5年おきの本来見直しをしないといけなかったんですけども遅れまして、さらに繰越明許しまして、で、2月にやっとなら修正をかけたものが上がってきました。で、そのときの、ええと議事録なんかもあるんですけども、まあ、どういう状況だったかということ、配付されまして2月に、大きく変わっていませんと。で、時間がないので、県にとりあえず出しますと。まだ私たち見てませんみたいな。そういう状況です。で、「もし読んで、まずかったらどうするんですか」と言うたら、「そのときは言ってください。また直します」と。

そして、3月の総会がまた農業委員会がありました。で、そのときにも、特に事務局側からは何の説明もなく、こちら側から「そういえば、あれはどうなりましたか」とお尋ねし

たら、「あっ、そういえば何かありましたか」と。いや、これ大事な計画書ですよ、だって、今後5年間の上島町の農業の振興をどのようにするかということの方角付けするものですよ。で、それをまあ、年限を切られているのにほったらかしにして繰越明許しちゃったというのも問題でしたけど、「内容も大きく変わってないので、まあ、これで」という話も驚きですし、まして町長が食と農に関しては、あちこちで仰っているのに、「町長のご意見、これ入っていますか」と聞いたら、「いや、それはおいおい」と。議事録に残っていますよ。このような状況で、町長が仰っているような農業に対する熱い思いが実行できるのか、担当課長にお伺いしたいんですけど、今後どのような方針で課長はやられるのでしょうか。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

はい、えっと先ほどですね、町長の方からも紹介ございました、農地利用集積円滑化団体としてですね、町がこれに乗り出すということにしております。で、これによりましてですね、あの一、いわゆる農地ですね、貸し借り、あるいは町が所有してですね、それを新たに別の方に借りていただく。あるいは、所有していただくと。そういった事業を早急にやりたいということで今回、新たにこういった制度をですね、立ち上げてやっています。

そして、町自らがですね、荒廃農地のところはですね、開墾してですね、そして環境的にもですね、美感的にも含めて優良農地の周囲がですね、例えば、いろんな耕作をされている所の真ん中に荒れている所があると。そういった所を重点的にですね、まずは開墾を自らしてですね、そして環境整備もするし、担い手に対して、そういった農地を借りていただくと。というようなことをですね、考えておりますし、ええー、レモンとあるいはたまみ等ですね、そういった柑橘につきましてはですね、今後積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今回の整備計画につきましては、この町長の新しい方針等々をですね、まだ汲み入れることができませんでしたので、残念ながらそれは盛り込みはできていませんけども。今後、そういったことも含めながら、さらに計画を今後は十分に汲み入れた計画を作って行きたいと考えております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、課長には、いろいろ考えていただきたいんですよ。折角町長が良い方針を仰っているんですから、あの一、振興地域の整備計画、いくら急いでいても、やっぱり相談をして一つでも二つでも盛り込んでいくような形にしていかないと、結局この整備計画に縛られるでしょ。だって、一番最初に大元になる計画書なんだから。で、農業委員会のことも、あの一、問題たくさん出てますよね、会議の中でも。例えば、土地の相続の問題、非農地判定の問題、Iターン、Uターンの問題、あっ、それと予算でびっくりしたのは農地パトロールに国の補助金が付くようになっていたのに、結局、申請が出来なくて自前で出しますよね

上島町。こういう手続きの問題。農業委員会だけでも、たくさん農業の問題提起してますよねえ。でも、いつも取り組まない。そんなことで、町長の言った農業の発展が出来て行くんですかねえ。

で、さっきも利用集積の話とか、いっぱいしてましてけど、その制度はきちんと運用できなければ結局同じなんですよ。そこに思いがないと、農業が活性化かなんか絶対できませんよ。そういう状況をやっぱり、あの一、踏まえて、で、さっきの補助金の話もそうですけども、「もう、ないんだよ」ってお知らせされた人は補助金受けられなかったんですよえ。そういう課内の情報共有もどうなってるんですか。提起された問題に対する回答、それから課内の情報に関して課長はどのようにお進めになっているのか、ご答弁をお願いします。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

はい、ええと、まず課内の情報共有でございますが、それぞれですねえ担当係もありましてですねえ、十分把握出来ていなかったという点は非常にまずいこととお詫び申し上げます。ええ一、特に、住民に対する、こういった補助制度というのはですねえ、たくさんございましてですねえ、それぞれを全て職員同士でですねえ、把握しながら今後はですねえ、取り組んでいきたいと思っております。

それから、今後の農業関係につきましてはですねえ、あの一、一部、新規に田を拡張したいとかですねえ、あるいはあの一、耕作放棄地を開墾してですねえ、そこにハウスを建てたいとか。そういった要望もですねえ、どしどし聞いております。そして、県等々ですねえ、農村整備課等々通じましてですねえ、いろんな事業もですねえ、補助の方を受けれるものについてはどんどん取り組んでいきたいと考えております。ええ一、今まで以上にですねえ、そのところにつきましてはですねえ、問題のあるところについては解消を含めてきっちりやっていきたいと考えております。今までにつきましては、確かに説明不足等々もございましたので、その辺についてはですねえ、今後十分注意してやっていきたくと考えております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、課長から力強い、頑張るという話が聞けたので、これで終わりにしたいと思えます。農業をよくなるように頑張ってください。よろしく申し上げます。

(大西議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで大西議員の質問は終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、池本 光章 議員の質問を許します。

(池本 光章 議員、登壇)

○(3番・池本 光章 議員)

議席番号3番、池本 光章でございます。2点質問させていただきたいと思います。

まず1点、各支所職員の配分と住民に対する業務対応や決裁処理、緊急時の対応との関連についてということでお伺いします。

4月に現町長の下、新しい組織づくりで各支所それぞれに業務を開始しておりますが、生名支所建設課においては職員が6名から2名へと減少しています。その内の一人は臨時職員です。前町長のときに3名から6名に増員しておりますが、その理由は課としての業務充実、緊急時の対応のためと聞いています。今年度に入り部長制の廃止に伴い組織の改編をされましたが、各支所の業務対応、決裁処理、緊急時の対応についてどのようなお考えをもって改編されたのかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

はい、池本議員の質問にお答えいたします。

ええー、部長制を廃止して決裁に要する行政事務の迅速化を図ること、各支所業務について、決裁権限を課長補佐等に拡大し、効率化を図ること、住民要望に対応できるよう担当課を増やすこと。そして、4年後の岩城橋開通を見据えて上島町全体の公共交通の再編のため担当となる課を増やしました。ええー、また、各総合支所で緊急対応時の取りまとめ役として総括課長を新設しました。緊急時での対応は、支所の各課対応だけでなく、横の連携をもって支所全体のチームで対応するよう考えております。

ええー、先ほど言われました建設課の問題につきましては、建設業務の、何というんですかねえ、効率的な処理ですね、それを主案に考えましたので、今まで設計書を審査する部署と、それが別々になっていたんですね。それを、やっぱり建設課として一体で、町内全域を見ながら動かしていく。そういうために、ええー、弓削に建設課を主に集約してですね、やれるように変えさしていただいたんですが、その中で生名支所の方の人員がちょっと少なくなっているというのは、先口の幹部会や防災関係の会するときにも、そのことは懸案事項として上がっております。

で、このことに対して、これからどういう対応をすべきかということも、ちょっと動き方ですね、ええー、例えば、生名と弓削の間は橋でつながっているんで、できるだけ緊急時にはそういった即動きたいということで対応はさせていただきますが、日常的な業務の中で、これがちょっと少ないんじゃないかと。対応はできるのかというような話もございします。その点につきましてはですねえ、早急にこれ対応策をですねえ、もう一度洗い直してみたいと考えております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ご答弁ありがとうございます。ええと、今あの一、岩城橋開通に向けてのことを考

えて観光課を岩城の方に配置されたと。通常、玄関、窓口になるのは生名の立石港なんですよねえ。それが何で岩城なのか。ちょっと疑問に思いますし、あの一、集約、その設計部門と建設課とを集約しました。それも分かります、考え方は。ただ何でそれが生名じゃないと、いや、弓削じゃないといけないのか。生名ではだめなんですか、ということですね。

ですから、ちょっと業務対応についてお伺いしたいんですが、ええと、私がちょっと拾った人数なんで若干上下があるかも分かりませんが、生名の支所だけ出先機関は関係ないです。生名の支所の中が14名、岩城支所の中が29名、魚島支所が11名というような配置になっており、うーん、その中で、まあさっきも生名の建設課を引き合いに出しましたが、建設課が臨時職員が1名と本職が1名。ほんで、建設課というところは現場を抱えておりますので、現場へ行って住民の方といろいろな会話があるわけですよ。職員が1人で行くのは、何にしてもそうなんですけど、住民の方と会話をされる時には必ず2名行くのが当たり前のことだと思うんですが、こういった体制ですと、1名で動かざるを得ないんで、問題が発生しやすくなってきます。

そういったことや、あの住民課、まあ、いろんな課に分けて仕事が動きやすい。住民の意見を集約しやすいといったことも十分分かるんですけど、生名の住民課のある担当者なんかは、住民課と税務課と環境整備課かな、環境保全の方の課と、3人の課長に仕えるわけなんですよ。これって大変な業務なんです。そういったことを、ええー、それと、まあ特に魚島がそういったことなんですけど、ライフライン関係ですよ。魚島、船便も欠航しますし、そのライフライン関係の業務を例えば1人でこなすというのはなかなかこれ難しいんで、ほで祝祭日もあります。盆、正月もあります。こちらから出向して行っている人間は当然そういったときは帰るわけで、ほで、得てしてそういったときにいろんな事故があったりとか、そういうふうを考えられるんで、そういったところの通常業務に対して、まあ町長は元役場の職員でもあり、元議員でもあったわけですから組織としてのあり方というのはよくご存じだと思うんです。そういったことを十分考えて業務対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、ええー今ですねえ、岩城橋開通に向けての過渡期ということで様々な問題が出ております。ええー、ご承知のように、上島町は、4ヶ町村が合併したということで、橋が架かっていくたびにその一、形態がどんどん変化しております。それは皆様ご承知だと思いますが、その中で、先般、部長制を廃止しましたが、そのときにまあ部長制のときに、それぞれのまあ、岩城、生名、弓削、それぞれに分がありましたよね。そういった中で、どういう機能をどこにどれだけ残すかというのは、今本当に悩ましい課題となっております。住民の皆さんに対する窓口サービス、ワンストップが基本だと思いますけど、それ以外の機能をどうやって、限られた職員を割り振りながら機能的に生かしていけるかというのは本当に大きな課題です。これは仰るとおりですねえ、じゃあ、「どこの支所にどういう機能をどれだけ配置するか」という割振りになりますんで、かと言いながら、ええー、本当にこれでうまく

回せるかどうかというのは難しいところがいっぱいあります。

で、その中で、先ほど言われたような建設課の問題、それから先ほどもう1点ありました例えば観光関係ですねえ、これは商工観光という2つのジャンルを結び付けておりますので、岩城に置いたという経緯がございまして、工業の方、それからそういった産業振興ですよええ、そちらの産業、農水の方はまた別になりますけど、工業の方メインがまあ岩城にあるということで、工と商をそちらの方に持って行ったという経緯です。で、商工会もまあ、岩城にあると。そういうふうなその括りで、動いておりますが、これは先ほど池本議員が仰られたように、橋が架かっていくその中で、おそらく、これからどんどん変化しますんで、それに併せた対応を取って行きたいと思っております。

それが、いつどういうふうに変えていけば一番いいのかということも含めまして、皆さんと一緒にちょっと、どんどん議論をして行った方がいいと考えておりますんで、で、特に、あの一、橋が架かった後は生名の立石が玄関になるというのは皆さんももう共通認識だと思いますんで、その辺のことを含めながらですねえ、じゃあ、どういうふうに変えていくか。ええー、今はこの弓削がメインで動いてますが、これが施設としてのその入れ物と言うか、共用できる施設がどこにどれだけあって、それをどういうふうに組み合わせて、どこにどれだけ張り付けるかと。そういったことも含めましてですねえ、いかに少ない人数で有効に動かしていくかと。このことは、ええー、我々の至上命題になりますんで、ぜひ、どんどん議論をしていきたいと思っております。で、今現状でそういった不便があるということも重々承知をしております。

で、それに対して、どういう対策をいつ取るべきか、それも含めてですね、今日の行政報告の方でも述べさせていただきましたが、タイムリーな改善は必要だと思っておりますんで、どんどん不備なところは変えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ありがとうございます。ええと、いろいろ組織の改編をされたんで大変な部分が出てきて、それをどう処理して行こうかという段階だというのは想像できるんですけど、よろしく願いいたします。

それで先ほど含めてお話しすればよかったんですが、緊急時のこの人数で、まあ町長も気にされておるといのはよく分かるんですけど、一番考えられるのは台風なんかですよえ。地震とか津波とかというのは置いといて、台風がもう毎年来るんで、その台風のときに昔は「橋が架かっただから弓削から生名にすぐ応援に行くわい」とかいうようなことでごまかされたんですが、いざ台風が来ると弓削は弓削でやっぱ忙しいんです。生名は生名でどうにかしないとイケないんで、応援に行くということはまず期待できないんですね。この点も十分考えて、台風が予測できたときにはそれなりの配置を各支所よろしく願いしたらと思っております。

それと、ええー、決裁書についてですが、担当課長の決裁権限というのがどうも緊急時とか、ちょっとした工事とか、よく分からないんですけど、特に緊急時対応というようなこと

に限られておるような気がするんですね。それで、ええー、通常の、私が理解していたのは通常のそのちょっとした50万以下とか、そんな決裁権限が各支所に与えられて決裁がスピード化すると理解していたんですけど、どうもそういった仕組みじゃないみたいなんで。ほで今の仕組みが果たしていいのかどがいなんか、と考えた場合、もうちょっと動きやすい仕組みがあるんじゃないかと感じているんですが、それと、この間ある支所の職員に欠員が生まれて他の支所の職員を異動したという経緯があるんですが、それ、支所間の職員の異動って誰の権限でやっているのか。ほで、要するに職員を異動してしまったら、異動した先はそこ空になるんですよ。そういった発想がどこから起きるのか、この2点について伺います。よろしく願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、先ほどの決裁権限は課長補佐まではきちんと下ろしているはずですよ。その部分は内規で申し合せとして課長補佐はここまでとかいうやつは全部配布して確認をしております。で、それは、行ってないという話はないと思うんですけど、それは再度確認させていただきますけど。それから、その前の非常時、緊急時等ですね、これに関しては、あの一、例えば生名であれば生名出身の方は夜は生名の方へ帰られますんで、そういう方たちは基本的には何かあった場合にはその住居地で基本動いていただくと。そういうふうな体制を基本にしていますんで、消防の方からもそういう動きをしてほしいという要請を出すようにしております。

それから、もう1点のまあ、支所間の職員の異動、配置については、これ人事については全て私の方がお願いしております。これは当然、1人抜けると厳しくなるというのは分かっておりますが、今現在ですね、実際問題、職員の中でやっぱり体調不良とか鬱状態とかですね、そういった方が現れておまして、まあ人事管理とかですね、健康管理もう少ししっかりしないといけないというのは自戒しておるところなんですけど、そういう状況が生まれておまして、ええー、それに対応してですね、やむなくお願いしとるところなんで、出来るだけ早くそういったことはあの一、新規に臨時をお願いするとか、また元OBの方とかそういった方をお願いしてやっていただくとか、そういうことは早急にやるようには考えておりますんで、よろしく願いいたします。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ええと、ちょっと私がお尋ねしとることとちょっとずれてるんですけど、あの一、私が考えていた決裁権限というのが、その課長は分かるんです。でも、課長って、支所に全員の課長がいるわけじゃないですか。その本庁の課長、例えば、岩城支所の課長じゃなくて、生名支所の統括課長でもって、その権限が昔の総合支所制度みたいな形で、その総合支所長に決裁権があるというふうな形になるのかなと私は考えていたんで、今のこの体制を見ずれがあったんでちょっと質問させていただきました。以上で終わりです。

それで、何やったっけ、忘れてしまいました、すみません。

じゃあ、2問目に質問入らせていただきます。

ああ、すみません、思い出しました。あの一、先ほどの支所間の職員の異動なんですけど、補充を受けた方がいいんですけど、抜けた方が困るんで、そここのところ辺をきっちりと考えてくださいということですので、よろしく願いいたします。

では2問目、質問させていただきます。

2問目は、「生名立石港の交通体制への取り組み」についてお伺いいたします。

4月に現町長の下、あっ、すみません間違えました。もとい。（議長から「続けてください」）ありがとうございます。

上島町が合併後、各支所からの交通体制について行政から対応があったと思いますが、例えば岩城からは朝の別船での通勤船開始、夜間の海上タクシー料金補助、魚島においては運賃補助、弓削からは生名橋開通による立石港の利用、各支所それぞれに合併による対応、対策がなされてきたように思われます。

しかしながら、生名渡船の立石については、交通量の増大が簡単に予想できたにもかかわらず、何の施策も取られず今日に至っております。その結果は車の積み残しであります。このことは、生名の住民が盆、正月を除いて経験したことのない現実であります。また、他所では料金補助がされているにもかかわらず生名の渡船については合併によりその料金補助も廃止されておりました。

以上の2点の課題からも各地域への行政サービスに公平性が保たれているのか、はなはだ疑問に思っていました。今回の補正予算で生名フェリー高齢者優待使用料として計上されていることから住民サービスの公平性について町長の姿勢がうかがえます。その点については感謝申し上げます。しかしながら、いまだに何の説明も受けていない車の積み残し、岩城橋開通を見越した立石、土生間の交通整備計画についてお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

池本議員の質問の途中ではございますけど、ここで10分間の休憩に入ります。11時20分から再開いたします。よろしく申し上げます。

(休 憩 : 午前11時10分 ~ 午前11時20分)

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、池本議員の2問目の質問に入りまして休憩に入りましたので、再開いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

それでは、池本議員の2問目の質問にお答えいたします。

現在、町の方でも、早急にですね、積み残しの実態調査をしております。で、どの時間帯に、どれくらい積み残しがあったのか、これはまあ年間を通じてということではありますが、その中で主に目立ってまいりましたのが、やっぱりあの先ほど言われました盆、正月はもちろんです。それからあと彼岸の春、秋ですね。それからもう1点あの一、弓削商船の入学・卒業時、このときも相当出ております。これはなぜかという話になるんですけど、家老渡汽船があるということをお承知ない方がたくさんおられるので、その辺も含めまして商船の方には申し入れをしています。それから、あとはゴールデンウィークですかね。その辺がどうしてもやっぱり積み残しが増えております。で、「こういったときに、どれくらい積み残しの量があって、どういう運営をしたらいいのか」ということは大きな検討課題になっております。で、そういった中でですね、全体の流れとしましては、平成17年度より長崎棧橋の待機レーンの拡充を含む周辺整備等々のいろんな要望をですね、旧因島市、で、現在の尾道市へ要望してきておりまして、先ごろはその要望活動を受けて、長崎棧橋の待合所、これが尾道市さん、因島病院に通院される方とか、そういった方に喜んでいただいているところがございます。ええー、早速、尾道市、因島支所ですね、とか市の方に出向いてお礼を申し述べてきたところです。

ええー、それから、かと言いながら、まあ積み残しに安全対策に対する待機レーンの拡充につきましてはですね、尾道市側からの返答としては「市道を拡幅できるスペースがない」と、「これ以上幅員を拡げることは物理的に困難です」というそのような回答をいただいております。ええー、「実質、尾道市にによる整備は無理かな」という判断はしております。ええー、実際問題これではどうにもならないんで、このことを受けまして、役場関係各課の代表によりまして、「岩城橋開通に伴う施策検討プロジェクトチーム」を立ち上げまして、岩城橋の完成により当然利用者が増加するという、予想されます生名フェリー等ですね、ええー、そういった問題の対応策の検討を始めたところでもあります。ええー、このプロジェクトではですね、昨年度町が実施した岩城橋開通後動向調査、それから県が今年度実施予定の動向調査等ですね、こういった調査結果を基にしまして、ええー完成後の、岩城橋完成後の動きですね、現状把握、ええー、現状想定把握になりますかね。で、あとそれに伴うフェリー運航形態、港湾施設整備計画等の事前検討を行いまして、立石港及び岩城地区各港の施設拡充整備、事業検討。それから尾道市側への施設拡充整備の要請検討を実施して行くこととしております。

また、岩城橋開通後の運航形態についてはですね、既に運輸局とも事前相談を進めているところではありますが、ええー、土生港長崎棧橋の施設整備についてもですね、継続してまあ、尾道市と支所と協議を進めているところでもあります。とはいえ、生名フェリーの車の積み残しについては、ピストン運航の実施や交通整理員配置とか繁忙期の臨時ダイヤの設定ということで安全でスムーズな運航ができるよう、現在取り得る対策、これをまんべんなく講じておりますが、今後もこれ岩城橋関連の工事等による利用者増ですね、これも当然想定されておりますし、今そういう動きがありますね。そういったことも鑑みまして、考慮して立石港と因島土生港長崎棧橋の待機レーン拡充、これについてはですね、早急に調査検討を開始しまして、事業実施していきたいと考えております。で、特に、立石側につきましては、今の

待機レーン等ですね、これはこちらでまだ余分なスペースもありますから、早急に変えていくことは可能だと考えております。

ええー、この生名フェリーの調査事業、それから事業実施に係る案件につきましては、今後も予算が必要になると思いますので、全協等ですね、議会報告させていただきますので、お力添えのほどよろしく願いいたします。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ええと、ありがとうございます。まず1点、各島の海上交通についての補助についての公平性ということで、御礼申し上げたいと思います。生名フェリーについてのご検討をいただいて。ただし、あと、そういった意味で考えると、家老渡フェリー利用者への何らかのそういった考えというのが、どうにか方法がないものか、ご検討いただけたらと思うんですが、それと併せて船の、私が調べた限りにおいてはその一、今の船長の免許では今が140何トンですかねえ、それが200トン、まあ190何トン、あと50トンの増やす、増大が可能ということで、それが分かっているんですしたら、32年度を予定していると、船の建造。ということなんです、半年でも1年でも早く建造できるんじゃないかと思うんですよね。そういったスタンスでの計画はないのか。

まあ土生港を使うのか、長崎を使うのか。これによっても変わってくるでしょうし、長江フェリーとの話も進めて行かなければなりません。ほで、土生港を利用するか、長崎棧橋を利用するかということについては、土生側のいろんな関係者もいろんな利害関係が絡んでくるので、その辺もどういったスタンスで捉えていくのか、今捉えているのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええとですねえ、まず公共交通の公平性、運賃等ですねえ、公平性につきましては、本当に4ヶ町村が合併して、じゃあ何が公平なのかというのが、すごい大きな問題になっております。で、実際問題、魚島の人がここまで出てくるだけで、そういった相当の負担が出ております。で、岩城の人は岩城の人で、便数の少なさとか、その航路はあちこちあるんですけど、じゃあ利用形態はどうなのかとか、運賃はどうなのかと。そういった意味でですね、あの一今、最終的にどういう交通形態組むかと。そういったことも含めて本当にしっかり議論して行かざるを得ないというところに来ているのではないかと考えております。

で、どうしても1番のまあ大きな動脈、幹線と言いますか、大幹線ですよ、これがやっぱり立石になるんだろうと。そのことに関しては、まあ本当にあれは町道の1級の一番の幹線の道路ですよ。そういう位置づけでやらざるを得ないと考えております。それでまあ、こういったことを考えるに当たって、ただ、じゃあ1級の一番幹線の部分だけでいいかという、決してそういうわけにはいきませんし、逆に航路というのは、対応性があることによ

って、例えば家老渡さんとか、岩城フェリーとか、その小漕～洲江間ですねえ、そういった町全体としての、ええー、あっちもこっちもある程度その選択できるという、そういうスタンスは本当にこれから大事になってくるんじゃないかと思います。特に、何かあったときにこっちはだめでもこっちがあるよと、そういうスタンスも防災上、絶対に必要だと認識しております。

ただ、やっぱりメインは立石になると。これは間違いないということで、ここんところは譲れない部分で何とかあの一、どういうふうにやっていくかということになりますんで、先ほど述べられました新船の建造に当たりましては、なるべく早い機会に検討を始めたいと思います。既に、船員の皆さんからは、ええー、それを建造する参加表明と言いますか、船員の意見を活かしてほしいと、そういった熱いメッセージも受けております。実際に乗るのは我々で、利用する人の便利さかげん、そういうのもずっと見てきたと。その意見は絶対に活かしてほしいと、そういうお話も聞いております。

で、そういったことも活かしながら、今、洲江間で動いているあれが196トンだったと思うんですが、ああいったサイズの船で出来るだけ車両をたくさん積める、そういう船型に造り替えて行くのが一番いい方法ではないかと思っております。ええー、現在のところ、その運輸局等とのピストン運航とか2隻運航とかいろんなパターンを想定して、その一、検討しておりますが、やっぱり安全が第一なものですから、ええー、「少し大きめの船でピストン運航をするのが一番いい方法ではないか」という、今の役場内での話ではそれが今のところいいのかなという話を進めておるところでございます。

それからですねえ、あの一、長崎栈橋と土生栈橋という話なんですけど、こちらの方もですねえ、ええー、実際に見ていただいたら分かると思いますが、土生中央栈橋の方については、バックヤードが圧倒的に不足しております。ほで、因島の方と色々な情報交換をして行く中でもですね、あそこはもう建物を壊さない限りは広げられない状況ですよええ、その辺はありますんで、ええー、可能性としては「長崎栈橋の方をもう少し何とか待機レーンを確保できないか」という、そういう作戦が妥当ではないかと考えているんですけど、ただ長崎栈橋の方につきましては、浮栈橋、ポンツウの方はちょっと古すぎるし、橋台が悪いですね。この辺を今度改修にあたりましては、これは広島県の持ちもんになりますんで、愛媛県の方はちょっとなかなか簡単には動かせないのかなという悩みもあります。ただ、本当に、そういったことも一つひとつクリアして行きたいんですが、とりあえず県がこの夏に予定しております、各航路事業者とのヒアリング、この辺を皮切りにどういう動きが出てくるか、その情報をかき集めながらですね、次から次へと検討を広めて拡大していきたいと思っております。以上です。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ご丁寧なご答弁、どうもありがとうございました。

ええと、これからも議会軽視と思われないような立場でもって前もっていろんなことを示唆していただくとか、協議していただけたらと思いますので、いろんな問題は今聞いて分か

るんですけど、スピード感を持って対応していただけるようお願いしたいと思います。以上で終わります。

(池本 光章 議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで池本 光章 議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、議席9番、前田 省二でございます。本日は3点質問をさせていただきます。

ええー、第1問目でございますけれど、「公共事業への取り組み」についてお聞きしたいと思います。公共工事への取り組みについて、宮脇町長の方針をお伺いいたします。

上島町の公共工事の入札方法について、宮脇町長は、公平性を高める上で総合評価方式の更なる推進を公約に掲げ、4月からは簡易型総合評価落札方式などを多用することについてホームページにおいて公表されています。

総合評価方式については、国や県においても経験や実績、特に地域貢献を高く評価することになってはいますが、上島町においてはどこに重点を置いているのでしょうか。

また、公共工事事業の発注において、行政は公平性と透明性が重要であることは言うまでもありませんが、上島町の雇用と財政を支え、災害時等においても即時に対応するなど、町民の安全に貢献している町内地元事業者を守っていくことも、上島町行政の役割であると考えます。

宮脇町長は、上島町の業務に関わる町内地元業者をどのように位置づけているのか、実績を評価し、公平に対応しているのかお伺いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ただ今の質問にお答えします。

まずですねえ、総合評価方式なんでありまして、これはですねえ、どこに重点をおいて評価をしているかという事ですが、ご案内のとおり、ええー総合評価落札方式につきましては、単に価格競争だけでなく、価格以外の要素を加え総合的な競争により落札業者を決定し、公共工事の品質、施工技術を確保するものであります。国や県においても始めており、多くの自治体でも行われている方式であります。これは多分あの一、以前に1円入札とか、そういったこうあの一、弊害が生まれたのを防ぐために、こういう良い方式が編み出されたんだと考えております。上島町においても導入しておりますが、評価項目は、適正な入札価格、事業所の施工能力、これは経営状況、過去の実績、技術力、経験等でありまして、それから設置技術者、それから人材育成、地理的要件、地域貢献度であります。この項目のどれか単一

的な項目を重要視するのではなくて、これを総合的に判断して落札業者を決定するというシステムであります。ええー、ちなみに上島町においては、施工能力は、37.9%、配置予定技術者等は、17.2%、地理的要件が17.2%、ええー、地域貢献度、これが27.6%。ええー、地理的要件、地域貢献度 計が、計にしますと42.8%。こういった値になっております。

先ほど来、前田議員の方から言われております、そういった心配はこういう事ですねえ、地元の業者が、圧倒的に有利です。ですから、そういった心配はもう皆無だと認識していただいて結構だと思います。普通公共事業の場合についてはですねえ、地元の業者さんは、当然移動距離ですね、重機等の移動距離とか、コンクリートの調達とか、そういった面であらゆる面で有利です。なお且つ地域の人材を雇っている、そういったいろんなメリットがあります。ですからご心配されているように地域の業者を冷遇するとか、そういったおそれはかえってこの方式の方が、優遇される可能性があります。そういうシステムだと認識しておりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

また、あの一、この地元業者の位置づけにつきましては、公平に対応させていただいております。地元業者の保護育成は、本当に我々町を支えるものにとって、この公共事業の事業者は、本当に陰になり日向になりという位置づけは本当に認識しております。実際問題災害等ですね、ええー、前年の6月豪雨、そういった中にもですね、本当にいろんな意味で活躍していただいております。そういったことに関しては、本当な意味でその敬意を表しておりますので、ご心配いただく必要はないかと思っております。

あとですねえ、公共事業の公平性と透明性というのは、行政が本当にしっかりと保たなければならない姿勢だと、基本姿勢だと認識しております。まあ、基本的にはですね、競争入札が原則でありますので、こういった総合評価方式での競争入札、これが一番良い形ではないかということをやっております。まあ、低廉な価格であればいいかと、そういう意味ではなくて低廉かつ適切な運営、これを目指しておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、先ほどの回答でございますが、地元が有利という事でありましたが、宮脇町長は、上島町の業務に関する業者に対して、公正に対応しているのか改めてお伺いいたします。

「本年1月に上島町とは取引のない、東京のホテルの関係民間業者を議員が町長室に連れて行った」ということを聞いていますが事実でしょうか。また、町長室でどのようなお話をされましたか。宮脇町長は、上島町と業務関係のない民間業者と密室でなぜお会いになるんですか。例えば、入札などの公募の期間中であれば、入札資格のある業者が資料を閲覧に来るなど担当課職員に内容の説明を求めることなどは理解できますが、そのようなときでも民間業者が町長と直接会う事はあり得ません。ましてや公募も発注もしない時期に取引のない民間業者が町長室を訪問する、それも議員が案内する。これは利益誘導、口利きと言っても仕方がないのでしょうか。このホテルの関係者は、上島町の宿泊施設「フェスパ」の経営を

狙っているとも聞いております。

現在、取引がないにも関わらず、公募に関係する業者と町長が個人的に密室で協議する、宮脇町長のこのような対応は、事前関与、癒着ではありませんか。「既に東京の業者が次期の指定管理者に決まっている」と言っている町民の方々もいられます。どのようにお考えですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほどの密室で密談という、そういう話ではないと考えております。

ええー、実際にお見えになったのは、表敬訪問というか挨拶という、そういうお話でありまして、実際の業務がどうのこうのという、そういう話はしておりません。いろんな業者の方が、町長室には本当に頻繁に出入りしていただいておりますが、その都度、まああの一、例えば、委託契約を結ぶ業者さんでも本当に、どの部分の委託を受けているのかどうかというのは確認をしないといけないのかも知れませんが、実際に今まで付き合いのあった業者さんとか、そういった方もかなり頻繁に出入りしているのは事実でございます。

ただあの一、町長室の中では、そういった仕事でのお話は、全てお断りはしております。あくまでも表敬訪問で挨拶ということでやらしていただいておりますので、そういった意味での対応はさせていただいているつもりであります。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

やはりですね、私も、ここにいる議員の皆さんも思いは一緒だと思いますけども、やっぱり町長室に入って、表敬訪問するのは不味いんじゃないかなという感じがします。

ええー、平成28年1月24日、3時30分に町長室で面会されておりますね。株式会社グリーンハウス4名の方ですね。担当は、出席は議員の方1人、担当は産業課の担当者が、面会されていると思います。思います、しましたね。例え「フェスパ」と関係ない話をした、専門家と表敬を受けたわけだと言っても、指定管理業者を評価採点する評価委員などの役場職員は、付度せざるを得ず公平ではありません。(池本 興治議員から「フェスパに頼まれとんか」の声) 取引のない民間業者が町長が事前に協議することは、癒着と思います。議員が業者を連れて来るのも利益誘導ではありませんか。町長室で宮脇町長と東京のホテルの関係者が会っていたことは、役場内でマル秘扱いになっていると思います。箒口令が敷かれていると思われま。というのは事実ですか。誰が指示したのか。その理由を答弁願います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、私は同じように「フェスパ」の方とも町長室で話はしておりますし、いろんな人と話はしておりますが、箒口令を敷いた覚えなど全くございませんし、そういった中身のことです。どうこう言う話はございません。実際問題あの一本当にいろんな話は、あそこ

でどんどんやられますし、そういったうがった見方をされても困りますし、そういった噂だけが独り歩きして、これはどうしようもないとは思いますが。

あの一、本当にまあ、表敬訪問というか、そういった形はそれは全くダメという話という事にはならないんじゃないかという認識はありますが、あの一、それを契約と結びつけられても困りますし、それは委託、もしその一、これから先ですね、始めるとしても、それは評価委員と言いますか、そういうシステムがありますので、私の方は、それはそちらにお任せしとるわけですから、そういった話はさしていただきませんので、そういうことをご了承願います。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 最後にします。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええ一、まあ、あの一、火のない、火の粉のないところには噂は立ちませんので、まあ、気を付けていただきたらと思います。それと町長が言うように公正に透明性をもって今後も当たっていただきたいというように考えます。以上です。

(「休憩」、「続いてやってください」の声あり)

○(濱田 高嘉 議長)

質問だけ読んでください。10分ありますので。

○(9番・前田 省二 議員)

それでは、2問目、「上島町の財政状況」についてお伺いたします。

宮脇町長は、「上島町の財政は不健全である」と主張しているにも関わらず、現実の政策においては「生名航路の75歳以上の無料化」、「町営バスの無料化」、「ゴミ袋の値下げ」、「尾道への無料バス新設」など、町民にとっては耳当りの良い発言をされています。また、人件費や経費が高くなる「民間から公務員直営への変更」も提案されていますが、その財源はどこにあるのでしょうか。また、これらは理想論ではなく現実に即した長期的な財政計画を精査した上での計画的な発言でしょうか。

3月定例議会でも「上島町職員の給与を上げる」と発言されていますが、これは上島町内の民間業者と上島町役場職員の給与及び年間労働時間、有給休暇などの社会保障を比較した上での発言ですか。民間で働いている方々は、今でも、景気の動向も含め日々不安定な立場で、必死に汗を流しています。

上島町は、ラスパイレス指数が低いとの発言ですが、都会の物価と上島町の物価を詳細に比較されましたか。駐車料金一つを取っても大きな違いはあるし、同じ1万円でも都会と上島町ではその価値に大きな差があります。片方では「上島町の財政は不健全である」と発言し、実際には一部町民への過大な迎合政策を実施しようとしています。

宮脇町長は、前回の議会で「我々は少しでも逆に基金を取り崩すのではなくて積み立てて行くような、そういう政策を今こそ進めなければならない」と発言しましたが、その発言と実際の政策には大きな矛盾があります。2年後の財政状況は理想論ではなく、具体的にどのような数字になる計画になっていますか。

昨年度まで基金を取り崩すことなく、健全な財政状況を保ってきた上島町が、不健全な財

政状況に陥った場合、宮脇町長はどのような責任をお取りになられるのでしょうか。家庭でも困ったときはみんなで辛抱することが必要です。上島町の膨れようとしている赤字は、今の若者たちが将来支払えという事でしょうか。お考えをお示してください。以上。

はい、前田議員、質問の途中ですけど、お昼が来ましたので、午後1時まで休憩に入ります。

(昼休憩 : 午前11時55分 ~ 午後12時55分)

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、会議を再開いたします。休憩前に前田議員の質問、2問目が終了しているところであります。ええー、理事者側の答弁からスタートいたします。よろしく願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの前田議員の上島町の財政についてお答えいたします。

まず最初にですね、質問の中にありました部分はちょっと事実と異なる分がありますので、これを確認をさせていただきます。平成27年度に既に5,000万ほどの取り崩しをしております。それから平成28年度にはですね、1億8千万、9千万ですか、取り崩しをすることになっております。これは私が組んだ予算ではありません。そのことをまず確認させていただきます。

ええー、それでは、上島町では、まあ厳しい財政状況等にあるという事は、皆さん重々承知だという観点からこういったいろんな発言をさせていただいておりますが、ええー、限られた財源の重点配分を行うために、中長期、具体的には10年間の歳入・歳出の動向に関する財政計画「中長期財政計画」を毎年策定しております。

その中でご質問の2年後と言いますと、平成31年度ということになりますが、まず歳入総額は66億3,500万、歳出総額は65億5,600万円と見込んでおります。この歳入の内、地方交付税は33億9千万です。平成28年度決算の38億3千万からマイナス4億4千万、こうなる見込みであります。これは、想定されていた事であります。合併以降こうなるぞということは分かっていたはずですが、これは皆さんもあの一、「合併特例債とか、いろんな交付税措置とか、そういった流れの中で平成27年以降はこういうことが起きるんだ」、そのことは、職員の皆さん、よくご存知です。ただ、これはあんまり言うと町民の皆さんが不安になるので、そこまで言わなかったのかな、という気はしております。ただ、これは本当の現実であります。

そして、また、基金繰入金についても、財政調整基金2億8千万、ふるさと整備基金1億円との取り崩しと31年度ですね、予想しております。

ええー、また、歳出面の方では、物件費など経常経費、これの抑制や数字的には対前年度

比マイナス5%、他に人員管理による人件費の抑制、これなどを計画しておいて、この様子であります。

その他、財政の健全性を示す指標「実質公債費比率」については、平成27年度の確定値9.9%から確実に上昇しまして13.4%と試算しております。

なお、この中長期財政計画につきましては、課長以上の職員が毎月集まる全体課長会において、担当課長から報告させまして、今後の厳しい財政事情に鑑み、今一度、事務事業の評価と見直しを行って、可能な限り節減に努めるよう指示しております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、私はあの一、「公債費比率だけで論じてはならない」という前回の町長の言葉があったかと思いますが、これは何を根拠に、が、なっているんでしょうかね。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これが平成21年4月に全面施行されております。これは総務省のホームページにも国民の暮らしを地方公共団体が今、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。しかし、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では、事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成24年4月に施行されました。

地方公共団体は、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合は、当該健全化判断比率を公表した年度の末尾までに財政健全化計画を定めなければなりません。

また、「再生判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合は、当該再生判断比率を公表した年度末日までに財政再生計画を定めなければなりません」とあります。

この法律を町長はもちろنگ存知かと思いますが、国の公式な財政健全化指数は、4つの指数で示されることが法律で決められており、この4つが公式の数字です。町長は、この法律や国の統一的な基準を無視し、個人的に合併前の1人当たりの借金を財政の基準と強調するのは、町民には大変誤解を与えるだけではありませんか。どうでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ただ今の前田議員の仰られた指標につきましては、個々の指標ごとにですねえ、性格が異なっております。それから、さらに言えば、これは単年度収支の比率であります。

で、私どもが考えておるのは、10年先どうなるのかと、このことは、一番大事な部分じゃないですか。で、それはしっかり見据えないと、前田議員は先ほど2年後と言いましたが、10年後は本当に基金が底をつきそうな、そんな感じなとこまで行っておりますよ。そのこ

とは皆さん認識してください。これを私は今回皆さんに聞いたかけたかったんですけど、財政の担当の方からですね、そこまで言う「皆さんが、町民の皆さんが不安がるからやめてくれ」という、そういうお話でした。実際はそこまで行っています。

これは、今、日本の政府が地方を切り捨てようとしている部分ご存知だと思いますけど、「各自治体が、基金を積み立てた部分、それに対して交付税を削る」と言っただけですよ。こんな馬鹿なことがありますか。我々は、常に灯を燈すようにして職員はがんばって節約した部分、それを積み立てた基金をですよ、それに対して交付税を減額するなんて、そんな馬鹿な話は許せませんよ。そんなことも考えてですね、やっぱり長期的な財政計画をしっかりと見据えて行きたいと思います。そのことに対してですね、本当に皆さんと一緒に悩んでいけないといけないと、そう思っておりますのでご協力をお願いします。（「そうだ」の声あり）

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、私もそうとは思いますが、あなたが今、今回出されている、あの一、宮脇町長が、選挙のときに出されている公約、これは財源が全然ないじゃないですか。財源があつての説明なら私もそこまで言いません。例えば、芸予になれば、7割、8割のお金が下りてくる、その負担、足りない部分を上島町が負担しているという現状でありますけども、今出されてきている案件で財源があるものは一つもないかというふうに感じております。その中で、上島町の予算で大幅な部分を占めるのは、職員の給料だと思います。人件費です。町長が主張するラスパイレスを90にした場合、どれだけの費用が増加するのか示してください。

また、先ほどの無料化に対する一般会計の支出金額もお願いします。生名航路の25歳以上の無料化（寺下議員「75歳よ」）75歳、ごめんなさい。町営バスの無料化、ゴミ袋の値下げ、尾道への無料バス新設など、全ての政策を実施にすると、少なくとも年間1億円以上の新たなお金が必要になるじゃないでしょうか。

昨年度までは、国の予算編成上、年度当初に基金を取り崩して、上島町予算を編成しても私も知っておりますけども、決算時には取り込みを、取り込んだ金額を返上しておるようなところなんです。決算してから発言するのが、ああ、計算してから発言するのがプロだと思います。宮脇町長の発言で今後新たなる必要支出金額がどのくらいになるのか。今、頭の中である金額があれば教えてください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほど来の一般質問の中で、例えば寺下議員の方からですね、進めるスピードが遅いというお叱りを受けておりましたような部分ですね、こういったところにつきまして、実際問題、一般財源を使わざるを得ないという事態が発生します。ですから、それに躊躇しているというのが実情であります。先ほど前田議員に言いましたけども、ええー、あの、実際問題、私は、前任者の方が「財政状況が凄く良いんだ」と「上島町は立派なんだ」という

言葉を多少なりとも信じておりましたので、「このぐらいだったらできるか」というちょっと安易なことを思っておりました。

しかし、実際中に入って見ると、財政状況はここまで深刻だという事は予算編成時、前任者が組まれた予算を実際に査定する中でですね、ここまで酷いのかという、殆んどカットカット、カットです。本当に一般会計の予算の中でここまでカットしないと組めないのかと、それでも基金を取り崩さないと組めない。そういった状況でありました。これはもう、そういう指標だけの問題ではない。例えばこれで組んだとしても、真面にそれが回していけるかという、そういう大きな課題も出てきます。これから、そういったことも考えないといけないということにもなりますと、自ずと次の新しい政策、私が提言しておりました施策についてもですね、じゃあ、この予算に、例えば「ごみの袋の問題」これは実際問題あの一、予算審議の中でまた説明させていただきますけど、ええー、町民の方に30円で売っているものが、原価が12円ですか、11円50銭ですか、その間「じゃあ、何でそうなるの」という話になりますけど、そのお金を逆に一般財源のような形で活用してした部分があるんですけど、本来、それは地方自治体としてはやるべき姿ではないと思います。それは、地方自治体は儲けてはならないのがありますのでね、前提として。「それはそれ、これはこれ」「是是非非」で考えないといけないと思ひまして、そういうことはさせていただきました。ただ、新しい政策として、例えばですね、「75歳以上の無料化」につきましては、今回800万円、850万円ですかね、計上させていただいておりますが、これは、実際に、この政策を先ほども説明しましたが、元に戻すという約束があったんで仕方なくこの部分についてはですね、早急にやるべきだと判断しております。

それから、あとの通院バスとか、福祉バスですね、こちらの方については、先ほども言いましたように通院バスでは3,200万円、それから福祉バスでは6,000万円、6,500万円ですかね、そのぐらいはかかります。それが一般財源になるとどうなるのか。そのことは重々承知しております。

ですから、今ここで躊躇していることを皆さんにさらけ出して報告しております。この後どうするかという「お金をかけなくてするという方法はないのか」という、そのことをしっかりと考えて取り組むしかないと思っております。本当に、この厳しい財政状況の中でですね、個々のそういった案件の何をやるにしてもですね、こういった一般財源をどうするかという話は当然出てきますし、補助事業というのは本当に福祉政策とか、そういった弱者の方に目を向けた政策をやろうとするとほとんどありません。

しかし、この上島町を作っている、形作っている殆んどの人が、そういった高齢者であり、子どもさんであり、そういう方たちです。この人たちの人口を減らすわけにはいかんのです。私はそう思っております。ですから、これから先、本当に厳しい財政運営にはなりますけど、それでもそういう、どういうふうにも有効に使うかという事は、本当に切実な問題でありますので、ぜひともご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

最後にします。町長の言われる事なんですけども、私は財源があって事業をやるべきじゃないかな。町長の場合は、「事を起こすことによって、財源が無いんなら探して来い」と、「探せばいいんじゃないかな」というふうに捉えられるんですけども。まああの一、大変厳しいことを私らも分かっております。その中で、今年を取り崩した部分、厳しいなら厳しいんで、それなりに節約してですね、私はそれをまた、戻して積み立てていただきたいと、ねえ。当初、年度の当初はどうしても崩さないとそれはできませんよ。年度末にそれを精算して余ったお金はまた戻すというふうな財政にやっていただきたい、このようにお願いしまして2問目は終わりたいと思います。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一、仰いますが、「財源が無い」これは、自主財源というのには限られております。それはもうご承知だと思いますけど、本当にこういう町で法人税がそんなにたくさんあるわけではないし、いろんなそういった財源は、こういう小さい町ほど限られているわけですから、それをどうこうするというのはいないんですよ。せめて1人頭交付税がいくら増えるかと、人口を確保しないと交付税すらもらえないとそういう現状です。そこのところは、皆さん、きちんと認識していただきたいと思います。

本当にあの一、補助金をもらってくるのか、そういう話ではなくて、国の方も今、交付金とか、そういうのを切り替えているのは、そういう作戦があるから切り替えているのであってですね、なかなか本当に補助事業だけという話はもう通用しませんし、補助事業も実際には、以前あった事務費等人件費等そういったものは一切見てくれません。そのことの現実があるから今の現状になっております。

ですから、「箱もの」とかそういったものは、もうほとんど望めない状況になっています。これは本当に厳しいです。でも、その中で本当にせめて自分たちの暮らしをどうやって守るか、そのことが一番大事だと思いますので、本当に私どもも、できる節約は、目一杯させていただきます。その代り、どうやったら有効なその町の財源を使えるか、その部分は本当皆さんと知恵を絞らないと前に進まないと思っておりますのでよろしくお願いします。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、ほいじゃあ3問目に移りますけども、まああの一、いろいろ町長の方からも提言もありましたけども、がんばって財政を安定さしていただくよう望みます。

3問目でありますけども、12月と3月と一般質問さしてもらった公文書公開への手数料の請求についてございますけども、同僚議員が朝一で質問されたんですけども、まあ、町長の返答、納得がいきません。改めて、また質問をさしていただきたいと思います。今おる議員の皆さん、またCATVを見ておられる住民の方々が納得がいて「うん、それならいいよ」というふうな回答をお願いいたします。

本年3月定例議会で質問した昨年の公文書公開への上島町からの手数料請求については、

宮脇町長から「既に支払が済んだ」との回答でございました。全額が支払われたものとして質問を控えていましたが、その後の私の調査により、大きな疑惑が浮かんでまいりました。重ねて質問をします。宮脇町長は、この案件の公文書公開請求使用手数料の約9割は支払わなくても良いという内容を本年2月に決定しています。つまり、80万円を超える手数料の内、1割のみの支払いで済ませたということです。70万円以上の町民のお金を、その請求者ただ1人のために免除したのは、なぜでしょうか。

上島町職員が請求者に確認のうえ、大量の資料を収集・コピーし、それらを請求者が受け取っているにもかかわらず、あとになって「いらぬ」との対応を町長はなぜ、認めるのでしょうか。残りの請求した1割分は、前の町長の公用車運転日誌や出張明細書等であり、先の東京都知事のような公費の私的使用の例があるように、不正や公共性を追求するための公文書の公開請求です。

もちろん、前任町長の出張費用など全ての案件において、何らの問題はありませんでした。何のための公開請求であったのか、その資料作成において費やされた役場の職員と費用は上島町の税金であります。

昨年、公文書公開請求があった時点で、請求者が全額支払うことを確認し、請求書や督促状を上島町役場から送付しております。であるにも関わらず、その取り下げ請求を宮脇町長が認めた理由はどこにあるのでしょうか。私は、3月定例議会後、この問題を明らかにするため、様々な公的資料を精査いたしました。この案件の情報公開請求は7項目あり、その一つに「平成26年度・平成27年度公共事業発注に至る一連の内部事務文書」とはっきり具体的に書かれています。また、担当職員と請求者のやりとりについて書かれた文書にも、全額支払うことをお互いが同意した内容が明記されております。

この公共事業発注の情報公開請求については、8月19日の時点で担当課から「請求内容がアバウトでありにも範囲が広く、写しに係る費用が相当な額になるため、一度閲覧して必要な書類だけ写し請求をしてはどうか」という提案をしていますが、請求者から「全ての書類の写しが欲しい」と、との回答がありました。9月6日と9月16日にも、担当課からあまりにも種類やページ数が多いため、特に写真や設計書などについて「本当にすべて必要ですか」と再確認したところ、「完成までの全ての書類が必要」と、との請求者の発言が記録に残っております。

お互いが了解した手数料請求を根拠のない理由により、町長権限で「支払わなくても良い」とするのは、背任行為にも該当するおそれがあり、町民に大きな損失を与えるものです。

このようなことが認められるのであれば、上島町のその他の手数料や税金において、先に確約していても該当者から「やぱり払いません」と言われれば、今後認めざるを得ないこととなります。「公務員は人の顔ではなく、法律で働かなければならない」と思います。

今回の情報公開請求は、請求者が担当課との面接時に「団体の代表として請求している旨が、発言があった」と記録にも残っております。

昨年の町長選挙より、様々なしごらみが発生していると推察しますが、権限がある町長であるからこそ、町民全てに公平な対応が必要です。

今回の情報公開については、請求者との交渉記録や協議内容などの公文書にあるとおり、

全額請求するのが町長の務めであると判断しますが、改めて、今後どのように対応するのかお伺いたします。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

ええー、お答えします。午前中に寺下満憲議員の質問にお答えした中と一部重複する部分がございますが、ご了承願います。

まず最初にですね、前田議員が今述べられた指摘事項の事なんですけど、ええー、他の記録とあの一、いろいろ例を挙げられておりますが、それ以外の記録もいっぱいございますので、前後の文面から判断していただかないと分からない部分が多数あるんじゃないかと思えます。

それで、一番最初に今朝ほども言いましたが、これは公開請求があった文書の文言についてでありますけど、それは公共事業の分につきましてもそうなんですけど、ええー、発注に至る一連の内部事務文書、こういう文言で請求しております。発注に至るです。その部分を受けてですね、あまりにも請求の内容が多いということで、一方的に期限を延ばしております。これは、15日以内に回答しなければならないという法律があるんですけど、それを無視して一方的に延ばしております。で、そういった中で、出てきた文章の中で、この「発注に至る一連の内部事務文章」「これでは該当しない、これじゃない、じゃないか」とそういう、請求者からのクレームがあって、なお且つ請求者は「これでは受け取れない」と、「取り下げします」と、そういう話のやり取りがあった後、再度また打ち合わせ等ですね、それからそういう流れに入っていくわけですが、そういった明らかに行き違いのあるまま進んで行ったという、これは事実と私は判断しました。

こういう情報請求、情報公開の仕方、これが次から情報公開請求する人の妨げになるということは明白であります。やっぱり、きちりとしたシステムとして機能しないといけないというのは、重々承知しております。で、この後ですね、何件も公開請求を受けておりますが、そういったときに、まあ、事前閲覧とかそういった懇切丁寧な説明、運用、これを心掛けるべきだと反省はしております。

それから、先ほどの情報公開請求をするのは、これは町民の権利であります。ですから、何のためにか、そういうお話は、無いと思えます。さらに、先ほど「前町長の云々」という発言がありましたが、その中で気になる部分と言いますか、そういったものも指摘されております。それは私の方にも届いております。例えば、これは止めときます。(寺下議員「勿体ぶらんでも言うたらえんよ」) ああ、そうですか、はい、分かりました。じゃあ、言います。ええー、「私的な企業へのセレモニー」そちらへの出張、そういうことで、これに対しては、明らかに公務ではないんじゃないかと。この旅費の返還の請求をすべきではないかと、そういう事も聞いております。何のための公開請求であったのかという、言われるとそういう狙いがあったのかも知れません。その辺とそれからですね、こういった一連の文書の中で町長室の中にあった膨大な文書が私は一切受け継いでおりません。これも私にはちょっと解せないんですが、これは町長室にあった文章というのは、公文章じゃないかと思えます。(「そ

うじゃ」の声あり)それを私は、受け継ぎ、引き継ぎを受けられん、引き継ぎ書1枚だけというのは、明らかにこれはおかしんじゃないかと考えております。

その辺も含めましてですね、ええー、私は今回のこの情報公開請求の手続きの行き違いをどうやって修正するべきかと本当に大きな問題として解決策を出していきたいと思いますが、今回のこの請求に関しては、どうも、その辺の行き違いについてですね、これは摺り合わせ修正するしかないと判断しました。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あの一、町長ね、行き違い、行き違い言うて、ほんなら職員のせいにするんですか。職員必死ですよ、あの7項目の資料を全部揃えるのには。ね、それを行き違い、担当職員のせいにするんですか。町長という職はですね、職員をかばってやるべきじゃないですか。担当者との行き違い、話違い、そんなもんで住民の方々が納得すると思いますか、担当者かわいそうじゃないですか、私の責任になったというふうに思っていますよ、このテレビ見たら。(聞き取れない奇声上がる)うるさい、私はそういうふうに考えますよ。それとね、ここにもあるじゃないですか、回答票と、ねえ、9月5日付け、「質問書に対する回答の折、1枚30円の内訳は、コピー代15円として手数料として15円が設定しております。そのため、特別の原稿をそれぞれコピーする場合は、1枚目とカウントするため各30円となります」と。9月6日においては、「決定通知書渡すときにも説明して担当者が本人に確認・説明して、本人も納得した」と書いておりますよ。ねえ、本人は払うから出せという、当初はそういう回答をずっと書いておりますよ、これ。ね、それを100歩、1,000歩譲ってね、80何万の金額、1万7千枚以上ですよねえ、1割負けて90%もらうんならまだ、住民の方々もまあ、不満はあるかと思いますが、納得する方もおられるかと思いますが。その点もお聞きしたいと思います。

で、これは12月の定例議会の時点では、事前にですね、議長から個人の名前が出ないようにと要請があり、3月には宮脇町長から「プライバシー保護の観点からお答えできないことをご了承ください」との発言がありました。これは具体的にどういう意味なのでしょう。この件については、岩城発の「島の回覧板」において、その氏名が情報公開請求者の一氏により明記されていたのはご存知だと思います。

また、担当課の面接時に「団体の代表として請求している主旨の発言があった」と記録に残っています。町民の間では、この公文書公開と宮脇町長の関係の噂が独り歩きしております。上島町から正式に手数料の請求書のみならず督促状を長期に渡り出している事実において、いらぬ誤解を避けるためにも歴然とし、公平で早急な対応が必要だと考えます。どうするおつもりですか。納付書の規則は後払いというお互いの信頼関係、善意に基づくものであり、それを町長自らが有耶無耶にすれば、他の住民票手数料などについても町民が支払う義務の意欲を失います。担当職員が規則に沿って請求したものを町長の独断でないものにしてしまうものは、法治国家であるべき姿でしょうか。従来、このやり取りをするのは担当課であって、町長までは上がらないんじゃないんでしょうか。(「何が言いたいのか良くわから

ん」の声あり) この案件についてのみ、宮脇町長が特別扱いする理由がどこにあるのか解り易く明快に答えていただきたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

まず最初に、ええー、職員がこれを全て判断して、ここまで、ここまで、そういう話ではないと私は思っております。これは決裁に情報公開の場合に私のところまで上がってきます。先日のそういった情報公開の請求者に対して「これは出しても良いですか」という案件が上がって来て私がそれを決裁しております。これは、逆に考えると、この当時、誰がそれを判断したかという事でありまして、ええー、内容につきまして、この案件についてはここまで、ここまで、こういう回答をしましょう。それは、おそらく理事者が決めることになろうかと思っております。

それから、30円支払っても良いという、そういう回答は、請求者の方からいただいたとありますが、それはあくまでも内容が請求に対して適正になされた場合の支払いという事になろうかと思っております。それが請求した内容と異なっておれば、それは当然請求ではないという話になります。(「そうじゃ」の声あり) それと督促があったという事でありまして、これは先ほど来、その住民が税金を納めて「信頼云々」と言われますけども、それだけ信頼があるのであれば、督促状を出す必要はないでしょう。住民が逃げるわけではないのでしょから、それはちょっとおかしいと思っております。これは、やっぱり「信頼関係があるのであれば、公開請求を受けたことに対する、真摯な姿で臨む。それであれば、こういった関係にならなかった」そう私は言っているわけです。

これから先、町民の皆さんと町民と位置関係を築いて行くのか。町民の皆さんに信頼されんかったら、この役場は成り立つはずはありません。今回のこの件につきましては、「どこでボタンを掛け違えたのか」という、そういう議論をやっぴり見極めたという私の判断でここはここで間違っただと思いました。一番最初の段階で公開請求の公共事業の発注に至るといところが、もうすべてに置き換えられてしまったと。これがすべてだと思ったんで、それだったら、ここから摺り合わせをするべきだと。それで本当に必要な書類は何かと。ここで見直した結果がこの金額であり、内容であると、そういう事でありまして。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あのね町長、督促状は払わないから出すんですよえ。ねえ、払えば出さないんですよ、「そういうのは分かっとる」の声あり) 役場の職員はそれは業務の一環でしょう。私はそう思いますよ。だから、私はね、役場の職員が不利になるような発言だけは絶対してもらうたら困るとい事、職員は一生懸命仕事をしよんですよ。請求書出された。そしたら資料を探して、ね、それをコピーして、どれだけの労力ですか。一割だったらですよ、ねえ、職を動いた職員はボランティアですか、それはないでしょう。先ほど町長言うた、儲けてはならないけど、損もしてもならないんです。私はこういうふうに思いますよ。

今、ご覧の町民の方々納得いかれる方がおられれば、また電話をしていただいたらと思いますけども、私は町民の財産を消費した町民のお金から出ているコピー料金の全額をしない理由はどこにありますかと。公文書請求者と担当課のやり取りについて、どのような問題があったのでしょうか。これ、私ももらいました。議員、皆さんに読んでもらったら良く分かります。（「配布せいや」の声あり）ほんならみんなに配布しましょうか。役場窓口による手続きに関する納付書による手数料請求はその時点で契約がしているものであります。その点をお示してください。このような不透明の状況では私の知る限り、住民監査請求の可能性も出るんじゃないかと恐れております。その点も踏まえての答弁、最後になりますけどもよろしくお願ひします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

これは金額が多いか少ないかという話ではなくて、システムは機能するかどうかという話だと思っております。それから、判断者は誰だったかという事は、職員がこれを全て判断したという話ではないと私は考えております。（「そうじゃ」の声あり）（前田議員「誰なん、要らんこと言うな」の声あり）請求の内容であります、請求書は、ええー、他の公開条例に関しても当然出て来るわけですが、それに対して直ぐに督促状を出すというようなことはあり得ません。それから公開請求をした方が「二週間以内に払いなさい」と、そういったものも出しておりません。今回なぜこれが、そういうふうな異例な措置を取られたのか、その部分も良く分かりません。それは、私が決断しているわけではないですから当然分かりません。その辺が見えない中で、どうしてこうなって行ったのかという、一番最初のつまずきを訂正する以外にないと、そういう判断をしたうえでの決定であります。私は、これで良いと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 最後です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、前田議員。議長として発言さしてください。この問題はですね、先ほどもありましたように8月9日に申請出して、で、約2月間・・・（寺下議員から「議長そういうふうなこと口はさまない方が良いですよ」の声あり）そうですか。あの一、要は、問題はですね、前任者が退任する、11月5日までにこの問題クリアにすべき問題だったと、こう思っております。

で、そのときに問題が残れば、ちゃんと町長に引き継ぎをして問題がどこにあるかということをしちっと説明のうえですね、処理すればこういう問題は起きなかったと、このように思っております。で、新しい町長が何らかの決断をしたということですので、そのようにご理解いただければ良いんじゃないかと、このように私は思っております。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、あのね、議長、議長が言わんことは分からないことは無いんですけども、やっぱりね、人の手間を取って使用した金は払わにゃ。払って、ほで督促状は来ないという事は、いや来たという事はね、払わないから来とんでしょ。それが11月だろうが、12月、ほん

なら12月になって替わって、ね、督促状、払わなかったらまた出るじゃないですか。（「長い、終われ」の声あり）私は、それは絶対全額もらうべきだと思います。（「休憩」の声あり）住民からの監査請求が出ないように町長も気を付けていただけたらと思います。以上であります。終わります。

（前田議員、降壇）

○(濱田 高嘉 議長)

これで前田議員の質問を終わります。

ええー、議論がヒートしましたので、ここで10分間の休憩をいたします。55分から開始いたします。

（ 休 憩 ： 午後1時46分 ～ 午後1時55分）

日程第5、報告事項第1号

○(濱田 高嘉 議長)

会議を再開いたします。

続いて報告事項に入ります。

日程第5、報告事項第1号、「平成28年度 上島町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成28年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書」について、説明をお願いいたします。

○(杉田 和房 企画財政課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画財政課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

はい、それでは、「平成28年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び「平成28年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書」について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、一般会計についてですが、先の3月定例会で議決されております補正予算第6号で「翌年度に繰越して使用できる経費」として定めたものであり、事業に変更はありませんが、一部年度内に執行できたことにより金額は若干減額となり、翌年度繰越金の確定額は、3億5,001万8千円となっております。

その財源内訳は、町債の既収入特定財源が5,880万円で、国庫支出金・県支出金・町債を合わせた未収入特定財源が1億8,585万5千円で、繰越事業充当一般財源は1億536万3千円となっております。

続きまして、公共下水道事業会計についてですが、これも3月定例会において補正予算第3号で議決されたものであり、事業、金額ともに変更はなく、「翌年度に繰越して使用できる経費」の確定額は8,110万円で、財源内訳は、国庫支出金・町債を合わせた未収入特定財源が7,417万5千円で、繰越事業充当一般財源は692万5千円となっております。

以上で平成28年度繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第6、報告事項第2号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて日程第6、報告事項第2号、「第三セクター経営状況の報告について」、はじめに「いきなスポレク」から説明をお願いします。

○(池本 雅則 生涯学習課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 池本生涯学習課長。

○(池本 雅則 生涯学習課長)

それでは、第3セクター「㈱いきなスポレクの平成28年度の経営状況等について」、報告いたします。

先般の全員協議会において、詳細につきましては既に報告させていただいておりますので、簡潔に報告させていただきます。

運営報告書をご覧ください。

平成28年度は、蛙石荘宿泊客減少等から売上高が前年度より約199万円減となりましたが、水道光熱費、販売費、一般管理費等において約287万円の節減に努めたことで、最終的には52万円の黒字決算となりました。

プールの入場者数につきましては、ほぼ前年度同様のペースでの推移ですが、この15年間で3番目に多い1万8,900人の入場者数となりました。

また、小学校向けの水泳教室関連につきましては、人気もあり好調をキープしており、生名及び弓削保育所、弓削及び生名小学校における水泳の事業、体育館における小児生活習慣病予防の体操教室、弓削及び岩城保育所での体操教室、岩城でのストレッチヨガ教室、小学生向けのリズム体操、潮湯などへのインストラクター出張派遣と、スポレクを飛び出している教室も継続して実施しています。

2ページをご覧ください。

燃料使用料及び購入費用は前年度と比べ、重油の使用料はプールより合宿利用より増となっております。

今年度実施される本えひめ国体を契機に、他方面にPRし、利用者の増加を図るとともに、経費節減に努め、上島町のスポレク公園として町も協力、支援しながら取り組んでまいります。

以上、簡単ですが、第三セクター㈱いきなスポレクの経営状況の報告を終わります。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長) はい、次に、いわぎ物産センターについてお願いいたします。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

それでは、第三セクター株式会社、岩城物産センターの経営状況についてご説明いたします。

まず、事業報告書の1ページをお開きください。

事業報告についてですが、各部門の売上高については記載されているとおりでございます。営業部門が約5,700万円、製造部門が約4,500万円、売店部門が約2,500万円、喫茶部門が約1,700万円で、売上合計約1億4,470万円でございます。

次に、2ページの期別売上比較にまいります。今期ですが、営業部門につきましては前年を上回ることができましたが、製造部門は大幅に売上げ減、売店部門はほぼ横ばいで、喫茶部門も前年に及びませんでした。全部門では売上高、対前年比10.9%減と非常に厳しい結果となっております。しかしながら、経費の節減に努め、利益を確保しています。

次に、前年度と比較して、売上げが上昇または下降した要因を部門別にご説明いたします。

営業部門につきましては、テレビや雑誌等で取り上げられた影響もあり、今年度はデパートやスーパー向けのレモンの卸販売、個人へのレモンの出荷量も増えております。また、みかんや晩柑類の販売も好調でした。イベントでのレモンポーク丼や串焼きの販売が昨年引き続き好調で、中でも11月に松山で開催されました「ゆるキャラグランプリ」では、2日間で100万円を超える売上げとなったようでございます。

次に、製造部門についてでございますが、小売販売用の150mlビン入りのレモン果汁の販売も好調でしたが、原材料レモンの入荷が乏しく、昨年、一昨年と福岡県の大手食品会社に納品しておりました冷凍のレモン果汁が一切納品できなかったこともあり、売上げ減となっております。ここ数年、マスコミ等にも広く取り上げられることもあり、全国的に瀬戸内産レモンの需要が多くなっております。

瀬戸内産レモンや搾った果汁を大手酒造メーカーや食品加工業者が買い占めるなど、愛媛県、広島県の各産地でも取り合いとなっており、価格も高騰しております。

次に売店部門についてですが、会社独自商品とお土産物の売上げは増加、産直市も売上げを維持しておりますが、芋菓子、酒類の売上げが減少し、ほぼ横ばいとなっております。

喫茶部門につきましては、食事など飲食の売上げは増加しておりますが、レモンケーキ、ミニレモンケーキの店頭販売や卸販売の売上げ減、手作りケーキの店頭販売が売上げ減となっており、売上げが減少しております。

次に、決算の報告の方でございますが、1ページの貸借対照表、2ページの損益計算書、3ページ以降の資料につきましては記載されておりますとおりです。

当期純利益、3,186,686円につきましては来季の運転資金とさせていただきます。

次に、平成29年度の営業方針について報告いたします。

売上目標などは、事業計画書の1ページから3ページに記載しているとおりでございます。

レモンの需要は多くの引き合いがあると聞いておまして、今後も伸びると予想されますので、生産力改善を図っていきたいと考えております。ホームページの注文、アクセス数も順調に伸びており、ネット販売はもとより、ホームページから岩城港務所へ集客できるようなページ作りを行うこととしております。

今年度も、原材料レモンの価格高騰や仕入れ競争が予測されます。青果販売用のレモン及び加工原材料用レモンの安定した仕入れに努め、営業部門の売上げ維持、製造部門の売上げ回復を図ります。また、「1年にひと品以上の新製品を開発する」という目標を立て、商品

作りを進めることとしております。

全体として、経費削減、利益の確保に努め、色々な面に視野を広げ、様々な観点より販売を行っていくこととしております。

以上簡単ですが、岩城物産センターの経営状況の説明を終わります。

日程第7、報告事項第3号

○(濱田 高嘉 議長)

はい、日程第7、報告事項第3号、「専決処分事項の報告について（工事請負契約の締結（ゆげ海の駅舎建築工事）」の説明をお願いします。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

報告事項第3号の提案理由の説明に入ります前に、誠にお手数をおかけしますが、数字の訂正をお願いいたします。

1枚めくってください。専決処分書がありますが、その中ほどの記の次に、「3. 専決事項、4. 専決事項の内容」となっているのを「1. 専決事項、2. 専決事項の内容」に訂正していただきたいと思います。数字の訂正でございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。報告事項第3号、専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1. 専決事項、ゆげ海の駅舎建築工事請負契約の一部変更について

2. 専決事項の内容 現請負代金額、7,452万円、変更請負金額7,643万円、増加額191万円

なお、工事の変更の内容につきましては、杉田企画財政課長から説明いたします。よろしくをお願いします。

○(杉田 和房 企画財政課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画財政課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

それでは、主な変更理由・変更箇所について説明いたしますので、1枚めくっていただき、参考資料の1ページをご覧ください。

まず、基礎についてですが、変更箇所は赤枠で囲っているところでございます。

工事着手時に地盤状況を確認したところ、海の干満による海水の流入で、地盤が湿り崩れやすい状態になっておりました。そのため、当初予定しておりました簡易山留のみで掘削すると、隣接民家のコンクリートブロック塀や目隠しフェンスの基礎を崩してしまう恐れがあったことから、隣接地に地盤保護を考慮しまして、簡易山留に変えコンクリートによる土留め擁壁を施工することにいたしましたものでございます。

2ページ目をお願いします。赤枠の部分ですが、こちらは2階の木製ルーバーでございます。施工後、当初想定していたよりも、隣接民家を見通せる状態となったため、プライバシ

一の観点から木製ルーバーに目隠し加工を追加したものでございます。

次のページをお願いします。赤枠部分のツーリストインフォメーションサインでございます。こちらは、海の駅利用者やサイクリストをはじめとする海外の方を含めた観光旅行者に、世界共通のサインを設置することで、少し離れた場所からでも案内所が所在する旨を分かりやすく示すとともに、公募により決定しました駅舎の愛称「ふらっと」を表示することで利用者に一層の親しみを持っていただくため、サインの設置を追加したものでございます。

以上、ゆげ海の駅舎の変更箇所の説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第8、報告事項第4号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第8、報告事項第4号、「専決処分事項の報告について（工事請負契約の締結（生名総合支所庁舎改修工事）」の説明をお願いします。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、報告事項第4号、専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1. 専決事項、生名総合支所庁舎改修工事請負契約の一部変更について
2. 専決事項の内容 現請負代金額、1億6,362万円、変更請負金額1億6,812万円、増加額450万円

なお、工事の変更の内容につきましては、荒井管財課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○(荒井 健 管財課長)（挙手）

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

はい、それでは、主な変更内容についてご説明いたしますので、1枚めくっていただいて参考資料をご覧ください。図面を2枚添付しております。東西南北、それぞれの方向から外壁クラックの補修状況を示した立面図を添付しております。このクラック補修が約420m、表面モルタル及び躯体隆起が約30㎡あったため、約340万円の増額となっております。他には、現場精査によって、防水工事、内装工事等の増工となっております。以上で説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、以上で報告事項の説明が終わりましたが、何か参考までに聞いておきたいことがあればお受けします。ございませぬか。（複数の「なし」の声あり）なければ、これで報告事項は終わります。

日程第9、議案第52号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、議案の審議に入ります。

日程第9、議案第52号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

1. 事件 上島町税条例の一部を改正する条例

2. 処分年月日 平成29年3月31日

提案理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、改正内容につきましては、黒瀬税務課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○(黒瀬 智貴 税務課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 黒瀬税務課長。

○(黒瀬 智貴 税務課長)

それでは、改正点について説明させていただきます。参考資料の新旧対照表をご覧ください。

今回の主な改正内容ですが、固定資産税における居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る課税の見直しや、わがまち特例の新設に伴う規定の整備、災害に関する税制上の措置の常設化、軽自動車の車体課税におけるグリーン化特例の2年間延長などの関係規定を整備したものです。

なお、この条例は平成29年4月1日から施行で、改正附則については、平成31年10月1日から適用となります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第52号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例の一部を改正する条例）」を採決をいたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10、議案第53号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第10、議案第53号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第53号、「専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項により下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1. 事件 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 処分年月日 平成29年3月31日

提案理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正するの法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

なお、改正内容につきましては、黒瀬税務課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○(黒瀬 智貴 税務課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、黒瀬税務課長。

○(黒瀬 智貴 税務課長)

それでは、改正点について説明させていただきます。

参考資料の、新旧対照表をご覧ください。

第23条第1項第2号、3号につきましては、低所得者への負担軽減策として、5割軽減判定基準を26万5千円から27万円に、2割軽減判定基準を48万円から49万円に引き上げたものです。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終

わかります。

これから、議案第53号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者、起立）

起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11、議案第54号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第11、議案第54号、「上島町豊島コミュニティセンター条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（濱田 高嘉 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい、議案第54号、「上島町豊島コミュニティセンター条例を廃止する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、国から当該施設の財産処分について承認が得られましたので、行政財産の用途を廃止いたしたく、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例廃止に係る経過等につきましては、森本農林水産課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○（森本 英隆 農林水産課長）（挙手）議長。

○（濱田 高嘉 議長） 森本農林水産課長。

○（森本 英隆 農林水産課長）

それでは、この条例廃止に係る経過につきまして、ご説明いたします。

当施設につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで指定管理者として民間会社と協定を結んでおりましたが、平成25年9月24日に指定管理者から経営困難との理由から協定締結の解除の申し出があり、平成25年11月5日に受託し、12月末をもって休館することとなっております。

平成26年1月6日から1月31日まで新たに指定管理者の公募を行いましたが、応募者はありませんでした。その後、平成26年10月にNPO法人から若手の芸術家の育成、創作のためのアトリエ等として利用できないかとの申し入れがございました。

これに対しまして、上島町では、施設利用には、国の補助金が入っていることもあり、条例上の保養や観光事業の振興等以外の目的外の使用は困難であるため、これまで県、国を通じて財産処分が可能か協議を行ってまいりました。

その結果、今後においても指定管理者制度を活用した維持管理業務は困難として、国や県に手続きを行い、平成29年1月に国の承認が得られました。

そこで、この条例の廃止を行い、これまでの条例上の設置目的にとらわれることなく、施設を有効かつ効率的に活用できる普通財産へ切り替えを実施したいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、あの一、先日の全員協議会でですね、普通財産に切り替えて1年間管理委託をして、その後、無償譲渡できるという説明があったんじゃないかなと思うんですが、今回それがなかったんですけども、その説明は有効な状態でよろしいでしょうか。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

えっとですねえ、この条件ですね、国の方の条件等ございましてですねえ、1年間だけで、1年間は無償貸し付けですねえ、その1年後に必ず無償譲渡ができるかということございまして、これにつきましてはですねえ、制限期間というのがございまして、30年を経たないと無償譲渡はできないということになりますので、そういった場合にはですね、例えば1年間は無償貸付して、その以後すぐに、無償譲渡をする場合は補助金に対する若干の負担が生じるということになっております。

ですから、これにつきましては、当然まだ協議をこれから進めてですねえ、それでどういった判断ができるかというのはまだ確定はしておりませんので、今後、詰めていきまして議会等にも報告、議決をいただきながら、この辺については進めていきたいと。現在のところは、そういう経過となっております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、何か計画がたぶんあるんですよね。で、ちょっとその計画が今の説明だとよく分からないんですけども、きちんと説明していただけますか。もう少し分かりやすく。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

あの一、計画と言いますのは、先ほどNPO法人からの若手芸術家の育成創作のためのアトリエ等々として利用させてもらえないかという、そういう申し入れのことございまして、先ほど言いました補助目的物でありますので、補助金を突っ込んでおりまして、それが耐用年数言いますか、残存物件としての補助金の返済義務が生じるのは、耐用年数を超えると無償になるという話で、それが少し残った場合は、買われる人、受け取る人が出せば、その時点で可能ということになりますんで。じゃあ、1年経った時点で残存物件としての価値がいくらになるか。そういったことを協議して決めたいという、そういうことになります。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑・・・。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、今ちょっと同僚議員の質問の中にもありましたが、基本的に考え方としては、あの一、補助金事業であったがために目的外使用ができにくいと。それを解除するために、これをやるということですね。そして、先ほどの説明だと、基本的には30年間は無償譲渡はできないという全体の流れがあるんだと。それはそういう理解でいいんですね。

はい、そういう中でいきますと、まあ現在、あの一、たぶん使いたいと言われている方が先ほどの説明の中に、NPO法人さんか、まあ、どなたか個人か知りませんが、使いたいという計画があって、それに対応するためというふうに理解していいんですか。それとも、それとは別に目的外使用が可能にするためのみにやったんだという、どちらなんですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、これはですねえ、ちょっと両方の面からの視点があります。と言いますのは、今の施設がですね、木造の部分がシロアリとか、そういった部分が管理者がいないもんで相当入っております。早急に誰かに管理してもらわないといけないということと、当然、修繕費等がこのまま放置しておく急速に膨らむと。そういうことになりますので、まあ、こちらとしては、できるだけ早く相手に渡した方が少しでもリスクが少なくて済むんじゃないかと、そういう判断もさせていただきました。

それで、向こうの活用方法としては、そういった新たな、何て言うんですかねえ、アトリエ、創作空間ということで、ある意味まあ上島町がそういったアピール、PRができる施設に生まれ変わる可能性があるかと、そういった判断もしております。以上です。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

ええと、そうなりますと、まあ向こう30年間というものは例えば、そういう使いたい人がおられて1年間使って、まあ管理もするといったような中で使って、また別の方が入れ替わって、いう形態もありうるということですね。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一、基本的にはですねえ、1年間管理して、その後すぐ、できるだけ早く繰り上げ償還しても早めに取り組みたいと。そういう意思表示は出ております。ですから、なるべく早く、その残存物件としての対価、補助金返還が、まあいくらになるか分かりませんが、それを算定したうえで相手方にそれはお伝えしてできるだけ早く受け取っていただいて、その辺

のことも30年間というのではなくて、できるだけ早い機会にそういうふうにした方がいいのではないかと考えております。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

まああの一、およそ分かりました。そして、そうしますと、私が全協のときに伺ったときに、「償還は済んだんですね」と聞いたら、「済みました」という返事だったような気がするんですけども、償還は要は済んでないということですね。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

先ほどの償還と言いますか、返還義務がある、ないのが30年間という、あれでございます。そして、建てられて運用開始が平成2年のときに開始されまして、ですから30年ということは、平成32年ということですね、それまでに譲渡、無償譲渡すると補助金の返還義務が生じますと。そして、これまでの調整と言いますか、協議をして得られたのは、無償貸し付けをするのであれば、補助金返還は今でも発生はしないということで、償還金のことについては起債を借りる、辺地債をどうも借りているようなんですけども、ここについてのちょっと正確な金額は実は把握できていません。はい、そういうことでちょっと私の方も勘違いをしておりました。申し訳ございません。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、まあ、そういうことであれば話のつじつまがあったんで、それから、これからの使い方なんですけど、まあ当然町有物ということなんで、施設の管理責任は逆に町にあるというふうに考えているんですね。そして、当然その管理し、補修したりする費用も発生するであろうと。そういう辺りについては、今使いたいと言われている方との話は何か上がっているんですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

具体的な内容の方はまだ上がっておりませんが、近い将来ですね、どこまで傷んでいるのか、どこをどういうふうに変えるのか、その責任分担どうするのか、そういう話はまだ詰めておりませんが、かなり傷んでいるのは確かなようです。で、その辺につきましては、これから協議させていただきたいと思います。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) ないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第54号、「上島町豊島コミュニティセンター条例を廃止する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・亀井議員、反対者：松原議員)

はい、起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第55号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第12、議案第55号、「上島町公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第55号、「上島町公民館条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、生名公民館解体工事実施に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するのものとございます。

なお、条例案の改正内容につきましては、池本生涯学習課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○(池本 雅則 生涯学習課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 池本生涯学習課長。

○(池本 雅則 生涯学習課長)

はい、それでは、「上島町公民館条例の一部を改正する条例について」、ご説明させていただきます。

参考資料1/3から3/3ページの新旧対照表をご覧ください。

名称欄の生名公民館を削除しております。また、この条例は、公布の日から施行するものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第55号、「上島町公民館条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決いたしました。

○(濱田 高嘉 議長)

そこで一つ理事者側にお尋ねいたします。先の15日、魚島での全員協議会で、この公民館の跡地の再利用と言いますか、有効利用について問い合わせがありましたけども、そのときに明確な返事がなかったように思いますので、この際、理事者側から返事をお願いいたします。

○(荒井 健 管財課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

はい、それでは先の全協において、寺下議員さんからご質問ありましたので、それにお答えしたいと思います。ええー、先ほど、条例可決していただきました公民館については、解体後、教育委員会部局である生涯学習課から財産の所管替えの手続きが必要であり、この議会議決後、速やかに財産の所管替えを行い、工事発注を予定しております。

ええー、また、「建築工事と一括発注できなかったのか」ということだったと思うんですけども、庁舎改修工事と生名公民館の解体工事は同時進行しており、解体後の現場状況を精査する必要もございました。精査の結果、舗装仕上がり面の雨水の排水勾配が十分ではなかったため、平面、縦断横断の各図面を修正し設計書を作成しております。

以上の理由により、分割発注とさせていただきますので、ご理解いただくようお願いいたします。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

よろしゅうございますか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ただ今の説明では、ええー、分割発注いう形に報告されとんですけど、当初、生名支所改築にあたっての、改修工事にあたっての図面上、予算上は駐車場まで設置するところまで予算化、図面化されとったんじゃないんですか、本当はどうなんですか。

○(荒井 健 管財課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

はい、昨年度の6月補正において予算計上さしていただいた折の説明では、建屋の図面及び駐車場の整備図面ともに併せてご説明させていただいております。その折に、あの一、改修工事、建築工事と舗装工事、外構工事を別発注するという旨の説明はなかったかのように思っております。説明不足であったということは反省しております。

○(濱田 高嘉 議長)

いいですか、いいですね。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ちょっと理解しにくい点がある。

○(荒井 健 管財課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

説明上では、予算と予算説明の折には建築工事と駐車場図面を一体化してご説明させていただいたし、予算計上にしても一括金額の計上であったかのように思います。そのときに、分割発注するという説明をしておけば良かったかなあと考えております。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

それでは、予算面においては、明許繰越をしているから予算は取っているということですね。では、前年度予算の明許繰越で、今年度最終工事を仕上げていくということですね。

(荒井管財課長「はい」) 了解。

日程第13、議案第56号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第13、議案第56号、「上島町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第56号、「上島町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例案の改正内容につきましては、大本健康推進課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○(大本一明 健康推進課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本一明 健康推進課長)

それでは、議案第56号「上島町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

参考資料の1/2ページをお開きください。

この第4条第1項第3号において、主任介護支援専門員の定義が今まで不明確であったものを「主任介護支援専門員研修を修了した者」そして、「主任介護支援専門員更新研修を修了した者」と明確に謳うように改正しております。

なお、この附則として、この条例は公布の日から施行することといたします。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第56号、「上島町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第57号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第14、議案第57号、「上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第57号、「上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、手数料の見直しに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例案の改正の内容につきましては、中濱生活環境課長から説明いたします。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

はい、それでは、新旧対照表で説明しますので、最後のページをお開きください。

本条例第15条第2項に関連する別表について、燃やせるごみ、指定袋大1枚につき30円、中1枚につき25円、シール1枚につき30円を、全て20円に、表備考に規定しています。販売指定商店及び婦人会への販売金額、燃やせるごみ用指定袋1枚あたり、大25円、中20円、燃やせるごみシール1枚あたり25円を全て15円に改めるものです。

なお、この条例は平成29年7月1日から施行いたします。以上、簡単ですが説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ちょっと確認のためにお聞きするんですが、現状で婦人会でいくらで卸しているか、今度新しい金額になって手数料はいくらになるのか。そこら辺、ちょっと教えてください。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

はい、婦人会への販売金額でしょうか。それは先ほど説明しましたように、大が25円、中が20円、燃やせるごみがシール1枚当たり25円を全て15円ということです。

○(濱田 高嘉 議長) いいですか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、ちょっと質疑をしてみたいと思いますが、あの一、住民福祉の立場から考えますと、いわゆるごみ袋が値下げされること、大変結構なことだと思うんですけど、ええー、当初に振り返って、いわゆる指定ごみ袋化、ごみの有料化を取り組んできたわけなんですね。このたび、ええー、制度単価が15円であるのを30円で売っていたから、儲け過ぎ言うんですかねえ、あまりにも住民負担が多かったということで今回見直しを図っていく。いうことなんですけど、あの一、まあ一律20円袋になるわけではありますが、ええー、その一律がどうかと思う点とまた、このごみの有料化を、もう一歩進んで捉え方ができなかったのか。そして、塵埃処理全体の問題からの捉え方をして見直しの方向性を見出すことができないのか。一番見やすいところに手を付けて、塵埃処理費が莫大な委託料がかかっただけですね。そういった面においても、メスを入れる今後の気持ちはあるのか、ないのか。その点について、お願いいたします。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

仰るとおり、当初これを30円で売り出していた部分には、ごみの減量化というか、その意思もあったようです。それでまあ1枚30円だとしても出すのを少しずつ節約しながら全体としてごみを減らしていけるといって、そういう発想の基にやっている部分もあるんだということは聞いております。ただ、今の現在のこの生産原価が11円50銭、12円、そのクラスであれば販売価格を代理店通じても15円で下ろして、まあ20円で行けば、それはそれで、町としても損失は被らないし、やっていけるでしょうという話と、先ほど言われましたごみのシステム全体ですよ、こちらの方につきましては、ええー、実際にどこをどういうふうに組み上げていくのか、このやり方でいいのかということも含めましてですね、これから、ごみ自体、収集方法、それから4島が繋がっていった場合の動きとかですね、そういったところもですね、関係機関等と協議しながら見直しと言いますか、効率性を上げて行きながらコストを下げるにはどうしたらいいか、その辺の見方はきっちり組み上げていく必要はあると思いますので、こちらの方もですね、公共施設の管理と含めまして協議を進め

て行きたいと思います。よろしく申し上げます。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、ごみ袋の件ですけれども、いわゆるごみの減量化に住民がいろいろ賛同する中において、ごみが減量化されたというふうに捉えています、まあ人口減などから生活の面から、いろいろ社会状況に応じながらごみ自体は減ってきとんだと思います。

ええー、そこで、私はもう、一足飛びにごみ袋の指定袋の必要性が、それがあのかないのか、現実にまだまだ買い物袋等々エコ袋等々が普及している中で、まだいろんな形での身近に袋いうものは煩雑にあるわけでありませぬ。それを活用すれば、いわゆる住民は、この値下げされた20円を負担しなくても家庭に眠っているビニール袋、紙袋等を活用しながら、ええー、搬出して行くことができるのではなからうか。住民にごみ袋の有料化を、もうこの辺で、そこまで町長、英断を下さすならばもう一つの方策もあるのではないか。私は、このように考えるわけでありませぬ。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

はい、仰ることはよく分かるんですが、ただですな、今のごみ収集場所、その一ええと運用実績、それから管理状況、こちらの方にですな、やっぱりいろいろ当番で管理されている方もいらっしゃる中で、そういったことでモラルの方で今一十分でない箇所が多少ございます。その辺でやっぱり今のごみ袋ですと、やっぱり名前もちゃんと明記されるし、そういったことの管理の方でしにくい、フリーにしてしまうと管理がしにくい部分等がまだ多少残っている、というのが現状でございます。一気にフリーに持って行けるかどうかということも含まして、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第57号、「上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・土居議員・亀井議員・松原議員、反対者：前田議員・池本興治議員)

はい、起立多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで3時まで10分間休憩いたします。

(休 憩 : 午後2時50分 ~ 午後3時01分)

日程第15～17、議案第58号～60号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、日程第15、議案第58号、「平成29年度上島町一般会計補正予算（第1号）」並びに日程第16、議案第59号、「平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」、日程第17、議案第60号、「平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」の補正予算案3件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第58号、「平成29年度上島町一般会計補正予算（第1号）」から日程第17、議案第60号、「平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」までの補正予算案3件を一括議題といたします。

それでは、議案第58号から60号までの補正予算案3件について順次説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第58号、「平成29年度上島町一般会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,100万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手元の予算説明資料、「平成29年度6月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が7,200万円。特別会計は1,180万円で、その内訳は、国民健康保険診療所事業会計90万円、生名船舶事業会計が1,090万円となっております。

企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、分担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債等を財源として、新規事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、分担金12万円。これは、岩城新地集会所屋根改修塗装工事に伴う岩城新地地区の分担金であり、5年間の分割納入による1年目の12万円です。

使用料及び手数料マイナス215万5千円。これは、町指定ごみ袋の現在単価、大30円、中25円、小20円等をすべて20円に統一することによる減額です。

国庫支出金119万7千円。内訳といたしましては、地方創生推進交付金103万円。これは、尾道市、今治市及び上島町が連携し、地域観光を推進する法人組織「しまなみDMO」として「しまなみジャパン」を平成29年3月22日に設置し、しまなみ海道全体をひとつの集客施設と捉え、サイクリング、歴史・文化的資源を更に活かしながらエリアの「稼ぐ力」を向上させ、交流人口の拡大、観光産業発展による地域経済活性化を図るものです。

それから、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金16万7千円。これは、保育

の質向上のための研修事業に伴うものです。

県支出金8万7千円。これは、離島漁業再生支援交付金の交付金算定方法が漁業世帯数から海岸延長となったことによるものです。

寄附金350万円。これは、ふるさと納税寄附者の意向を具体化するため、町内の自治会やNPO等への支援事業拡大を図るもので、クレジット決済等により寄附しやすい環境を整えたため、増収を見込んでおります。

繰入金3,900万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金マイナス17万1千円。

諸収入32万2千円。これは、国立教育政策研究所から委嘱を受けて、弓削小学校が教育課程研究指定校事業を実施するものです。

町債3,010万円。内訳といたしましては、過疎対策事業債、これは、ソフト事業分、魚島観光センター運営管理事業、定住促進事業、スポレク公園管理運営事業700万円、それから、クリーンセンター改修事業債2,010万円、港整備交付金事業債300万円で、事業費等の見直しに伴い、増額計上するものです。

以上、7,200万円で補正予算を編成しております。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の5ページをお願いいたします。

第2表「地方債補正」、起債同意見込額の増に伴い、過疎対策事業、衛生施設整備事業、水産業施設整備事業の限度額の変更を行い、限度額の総額を、補正前6億8,700万円から7億1,400万円に変更するものでございます。

「補正予算の概要」の2ページへ戻ってください。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

- (1) の総合支所緊急対策経費ですが、これは、災害対応や地区要望による緊急的な修繕・工事等の実施、また総合支所の活性化につながる支出経費で、各総合支所の総括課長の判断により実施できるもので、金額は1総合支所600万円の4総合支所分2,400万円です。
- (2) の生名フェリー高齢者優待使用料ですが、これは、高齢者福祉の施策として、上島町生名船舶使用料条例第9条の規定に基づき、75歳以上の町民の大人料金を9月1日から無料で優待することに伴う生名船舶事業会計へ繰り出し支出するもので、金額は800万円です。
- (3) の岩城中学校法面对策工事ですが、これは、岩城中学校裏の石積擁壁に腹出しや空洞等が確認されており、校舎側に崩落の危険性があることから、生徒の安全を確保するためにコンクリート補強するもので、金額は570万円です。
- (4) の農林業施設災害復旧工事ですが、内訳といたしまして、昨年6月の集中豪雨により、久司浦地区の農業施設が崩落した災害復旧工事900万円及び林道三石線災害復旧工事の施工に伴い、大型車両の通行に支障をきたす雑木等の伐開工事に100万円を計上するもので、合計金額は1,000万円です。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

(1) の人事異動等に伴う職員人件費の補正ですが、内容は、組織改編に伴う人事異動等によるもので、374万円を計上しております。

(2) の定住促進事業ですが、上島町定住促進条例に規定する入学祝い金の対象者確定によるもので、360万円を計上しております。

その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第58号、「平成29年度上島町一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第59号「平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ90万円増額し、予算の総額を2億6,000万円といたします。

主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお開けください。

歳入ですが、4款1項1目、一般会計繰入金90万円を補正し財源としています。

8ページをご覧ください。歳出ですが、1款1項1目2節、給料から4節、共済費は人事異動等により人件費を5万8千円減額しております。

19節、負担金補助及び交付金91万7千円は、常勤医師不在により魚島・高井神地区住民が最寄りの医療機関で診療を受けるため、ニューうおしま運賃の個人負担分の運賃補助助成を考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(河端 光法 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端公共交通課長。

○(河端 光法 公共交通課長)

はい、それでは議案第60号「平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ、1,090万円増額し、総額を2億3,890万円とします。

予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。歳入です。4款1項1目、繰越金は、歳出総額の増により、前年度繰越金を1,090万円増額いたします。

8ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目、一般管理費の給料、職員手当等及び共済費は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

同じく一般管理費の需用費と使用料の増額補正は、公共交通課の事務所移転に伴うもので、消耗品費はコピーチャージ料、燃料費は公用車のガソリン代、使用料はコピーリース料の不足額を補正するものであります。

9ページをお願いいたします。1款2項1目の共済費と賃金は、生名船舶臨時職員を1名雇用したことに伴う補正です。

これは、魚島船舶職員が昨年度2名退職したことにより、免許を所有している生名船舶の職員1名を一時的に魚島船舶に勤務させる必要が生じたための人員補充のためでございます。

1款2項2目の修繕費290万円は、フェリー「いきな」の平成29年2月に行った定期検査でランプドア、通称エプロンですが、裏面鉄板老朽化が指摘され、張替修繕が必要になったため、今年度の検査時に合わせて修繕するための予算の計上であります。

以上で「成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、ただ今、提案理由の説明がありましたが、議案第58号から60号までの補正予算案の審査につきましては、所管の予算決算委員会に付託することにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号から60号までの補正予算案の審査につきましては、予算決算委員会へ付託することに決定しました。よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第18・19、議案第61号・62号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして日程第18、議案第61号「新たに生じた土地の確認について」並びに日程第19、議案第62号「字の区域の変更について」は関連がありますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）「異議なし」と認めます。よって、日程第18、議案第61号「新たに生じた土地の確認について」並びに日程第19、議案第62号「字の区域の変更について」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ行います。それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

それでは、議案第61号、「新たに生じた土地の確認について」ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により上島町の区域内に新たに生じた土地が上島町の地域であることを確認するものでございます。新たに生じた土地の所在は、参考資料の1枚目をご覧ください。土地の所在は位置図にありますように、上島町弓削佐島608番3の地先の本浦地区の海岸線でございます。次に参考資料の2枚目をご覧ください。地番図の赤で囲んだ土地で、面積は411.25平方メートルでございます。今回の土地につきましては、平成27年8月11日に埋立て許可を受けまして、平成27年9月に着工、平成28年3月に工事が完了し、平成29年4月27日付けで竣工認可を受けました。これに伴い、新たに生じた土地が上島町の地域であることを確認するものでございます。

続きまして、議案第62号、「字の区域の変更について」ご説明いたします。本議案は、地方自治法第260条第1項の規定により、新たに生じた土地を上島町弓削佐島の区域内に編入するため議会の議決を求めるものでございます。なお、所在及び面積につきましては、

先ほどの議案第61号で説明したとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第61号、「新たに生じた土地の確認について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号、「字の区域の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第20号、議案第63号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第20、議案第63号「上島町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第63号「上島町過疎地域自立促進計画の変更について」、平成28年3月18日に議決された上島町過疎地域自立促進計画について、別紙のとおり変更するものでございます。提案理由といたしましては、上島町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、改正の内容につきましては、杉田企画政策課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 企画政策課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画政策課長。

○(杉田 和房 企画政策課長)

はい、過疎地域自立促進計画につきましては、計画に事業を追加する場合には、議会の議決を経たうえで、国に変更内容を提出する必要があることから、今回議案提出するものです。

変更内容について説明いたしますので、上島町過疎地域自立促進計画抜粋の2ページ目をお開きください。

下段の表の中に赤字で表示しておりますように、(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センターとして、保健センター改修事業を追加する変更内容となっております。

これは、今年度実施いたします魚島保健福祉センター屋上防水改修事業につきまして、財源として過疎債の充当を予定しており、過疎債を借り入れるためには、過疎地域自立促進計画に事業が掲載されていることが前提条件となるため、今回、市町村計画への事業追加を行うものです。

なお、市町村計画の変更に当たっては、愛媛県との事前協議を行うこととされておりますが、愛媛県からは「異議なし」との回答を得ております。

以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第63号「上島町過疎地域自立促進計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第21号、議案第64号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー続きまして、日程第21、議案第64号、「新町建設計画の変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第64号、「新町建設計画の変更について」、平成16年4月に策定、平成27年3月19日議決改訂した、上島新町建設計画について別紙のとおり変更するものでございます。提案理由といたしましては、市町村合併特例事業の実施にあたり、新町建設計画の変更の必要が生じ、県との正式協議が整いましたので、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、変更内容につきましては、杉田企画財政課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 企画政策課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画政策課長。

○(杉田 和房 企画政策課長)

それでは、変更内容の説明をいたします。

添付資料の「上島新町建設計画 平成29年6月改訂版」をご覧ください。

この建設計画は、平成16年に上島合併協議会が、合併後の新町を建設していくための基本方針を定め、新町の速やかな一体化を促進するため策定したもので、今回改訂したところは朱書きで表しております。

今回の主な改訂点は、新規に市町村合併特例事業で実施する「最終処分場整備事業」及び、「地域振興基金造成事業」の内容を追加したものでございます。

まず、「地域振興基金造成事業」については、19ページをお願いします。変更内容は、「上島町地域振興基金条例」の原資を合併特例債で借りるための追加で、条例の目的である「住民自治組織や各種団体等の活動を支援し、地域の活性化を図ります」という文を追加しております。

続いて25ページをお願いします。ここに先ほどの目的として、積立金を造成する旨を追加しております。

なお、「最終処分場整備事業」については、既に文中に明記しておりますので、今回の変更はありません。

また、全編にわたりまして、平成27年国勢調査の確定値等、時点修正の必要な数値等を変更しております。

次に、この資料の最後から2ページ目の黄色で示した帯をご覧ください。

先ほどご説明いたしました「最終処分場整備事業」及び、「地域振興基金造成事業」についての事業費等を新規追加しております。また、この資料についても、各事業の事業完成に伴い、事業費を確定額に朱書きで変更しております。

以上、簡単ではございますが、新町建設計画の変更についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第64号、「新町建設計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、請願第1号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第22、請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願」を議題といたします。

お諮りします。「請願第1号」については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり) 異議な

しと認めます。したがって「請願第1号」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

それでは、紹介議員である池本光章議員、説明をお願いします。池本議員、登壇願います。

(池本光章議員、登壇)

(3番・池本 光章 議員)

議席番号3番、池本光章でございます。

請願第1号について、ご説明いたします。

上島町議会議長 濱田 高嘉 様、2017年6月22日、2017年原水爆禁止国民平和
和大行進 四国コース愛媛県実行委員会 実行委員長 今井正夫、松山市三番町8丁目10
-2、紹介議員 池本 光章。「日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、
「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出
についての請願」でございます。

ここに記載されている請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同願えたらと思います。

(請願事項)

貴議会から政府に対して、全ての国の核兵器の使用・実験・研究・開発・生産・配備・貯蔵の一切を禁止する「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」が締結されるよう努力し、行動することを求める意見書を提出してください。

北朝鮮の核・ミサイル開発に非常に脅威を感じる今日において、我々の議会からも意見書を出すことに皆さんもご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(池本光章議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

(寺下議員、登壇)

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、請願第1号、「日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願」に対して、私は賛成の立場で討論に参加をいたします。

今年は、広島、長崎への原爆投下から72年目となります。今なお全国で約18万人もの被爆者の方々が苦しんでおられます。今、世界には1万5,000発もの核兵器があり、人類の平和をおびやかしています。昨年の国連総会で核兵器禁止条約の交渉が123ヶ国の国の賛成多数で採択をされ、今年3月27日には核兵器禁止国連会議が始まりました。人類史上初めて核兵器が違法化され国際的には法の力で禁止廃絶される道が開かれようとしています。

一方、日本は、核兵器条約に反対し、会議への不参加を決定しました。唯一の被爆国であ

る日本が米国に追従し、核の傘の下に依存し続けるのではなく、核兵器の非人道性を告発し、核兵器廃絶への流れを主導すべき立場に立つべきであり、私はこの請願に賛成をいたします。以上です。どうか皆さん方のご賛同をよろしくお願いをいたします。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、これから、請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願」を採決いたします。「請願第1号」を採択とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・土居議員、反対者：村上議員・林議員・前田議員・池本興治議員・亀井議員・松原議員)

起立、多数です。したがって、請願第1号「日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願」は、採択とすることに決定いたしました。

日程第23～31、議員派遣報告について

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第23、報告第6号から日程第31、報告第14号までの「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、日程第23、報告第6号から日程第31、報告第14号までの「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手許に配付のとおりそれぞれ報告書が提出されております。

なお、報告第8号並びに第11号から14号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

日程第23、上島町立中学校卒業証書授与式、日程第24、上島町立小学校卒業証書授与式、日程第25、弓削高校の魅力化に係る大崎上島町視察、日程第26、上島町立小学校入学式、日程第27、上島町立中学校入学式、日程第28、上島町ゆげ海の駅舎竣工式、日程第29、愛媛県議会議員との意見交換会、日程第30、コミュニケーション基礎講座～その1～、日程第31、議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会。

以上で議員派遣の報告を終わります。

日程第32～36、議員派遣の件

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第32から日程第36までの「議員派遣の件」につきましても一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、日程第31から日程第36までの「議員派遣の件」につきましても一括議題といたします。

本件につきましては、研修等を通じて議員の資質の向上等を図ることを目的に、議員を派遣することにいたしたいと思っております。お諮りいたします。地方議員研究会、平成29年度町村議会広報クリニック、コミュニケーション基礎講座～その2、その3～、平成29年度第1回議会議員研修会に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、地方議員研究会、平成29年度町村議会広報クリニック、コミュニケーション基礎講座～その2、その3～、平成29年度第1回議会議員研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(濱田 高嘉 議長)

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「平成29年度上島町一般会計補正予算案ほか特別会計補正予算案2件」については、6月27日の午前11時00分から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配付いたしたいと思っております。

お諮りします。本日はこれで散会とすることにご異議ございませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とすることに決定しました。

(起立、礼)

(了)

(平成29年6月22日 午後 4時 8分開会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱 田 高 嘉

署名議員 平 山 和 昭

署名議員 檜 垣 一 成